

令和4年度第2回 荒川区子ども・子育て会議

日時：令和4年10月19日（水）

14時30分～16時00分

会場：サンパール荒川 小ホール

会議次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 第2期荒川区子ども・子育て支援計画事業の実施状況について
- (2) 令和5年度新規認可保育所の利用定員について
- (3) 令和5年度認可保育所等の利用定員について
- (4) 令和5年度幼稚園等の募集人数について
- (5) 荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所業務）の運営状況について
- (6) 荒川区立幼稚園の方向性について
- (7) 荒川区高校生等医療費助成の実施について
- (8) 公私連携型保育所への移行について

3 閉 会

配付資料

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 資料1 | 第2期荒川区子ども・子育て支援計画事業の実施状況について |
| 資料2 | 令和5年度新規認可保育所の利用定員について |
| 資料3 | 令和5年度認可保育所、認証保育所及び家庭福祉員の利用定員一覧 |
| 資料4 | 令和5年度幼稚園等募集人数一覧 |
| 資料5 | 荒川区子ども家庭総合センター「事業概要」 |
| 資料6 | 荒川区立幼稚園の方向性について |
| 資料7 | 荒川区高校生等医療費助成の実施について |
| 資料8 | 公私連携型保育所への移行について |

参考資料

令和5年度保育園入園のご案内

令和5年度荒川区立幼稚園入園案内

令和5年度荒川区立汐入こども園園児入園案内

荒川区私立幼稚園ガイド

令和4年10月19日

令和4年度第2回荒川区子ども・子育て会議

第2期荒川区子ども・子育て支援計画事業の実施状況について

1 趣旨

令和2年3月に策定した「荒川区子ども・子育て支援計画（令和2～6年度）」の実施状況について下記のとおり報告する。

なお、表中の実施状況が「-」と記載されている事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため事業未実施となったものである。

2 令和3年度における計画事業の実施状況報告

基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援強化による養育環境の整備と生涯を通した健康づくり

施策1-1 妊娠・出産期の支援の充実

体系コード	1 - 1 - 1	所管課	健康推進課・子育て支援課			
事業名	子育て世代包括支援センター機能の運営					
内容	妊産婦及び乳幼児とその家族の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持のためには、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を作ることが大切です。そのため、これまでの支援に加えて、母子保健や子育て支援施策等を、より包括的に提供する「子育て世代包括支援センター」機能を整備しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合(4か月児健診時)(%)	94.0%	87.0%			

体系コード	1 - 1 - 2	所管課	健康推進課			
事業名	出産・子育て応援事業（ゆりかご・あらかわ事業）					
内容	妊娠届時に、妊婦に対する面接（ゆりかご面接）を行い、一緒に支援プラン（ゆりかごプラン）を作成して、妊娠初期からの切れ目のない支援を開始しています。これにより、妊産婦のメンタルヘルスを含めた健康増進を図り、また、関係部署や機関と協力して、子どもが健やかに成長するための養育環境を整えます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	面接率（％）	85.2%	79.7%			
	妊娠11週以下での妊娠届出率（％）	89.4%	89.8%			

体系コード	1 - 1 - 3	所管課	健康推進課			
事業名	妊産婦健康診査実施費用助成事業					
内容	妊娠届出時に妊婦健康診査等の受診票を交付し、その費用の一部を助成します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	妊娠中の妊婦の喫煙率（％）	1.5%	0.8%			
	妊娠中の妊婦の飲酒率（％）	1.3%	0.7%			

体系コード	1 - 1 - 4	所管課	健康推進課			
事業名	妊婦歯科健康診査					
内容	妊娠届出時に妊婦歯科健康診査の受診券を交付して、歯と口の健康状態の把握と保健指導を行います。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	受診率（％）	27.2%	29.6%			

体系コード	1 - 1 - 5		所管課	健康推進課			
事業名	母親・両親学級の開催						
内容	主に初妊婦に対し、妊娠・出産及び育児に対する正しい知識と技術の習得と仲間づくり、家族とともに育児を行う環境づくりを支援する目的で、母親学級を開催しています。また、夫婦の子育てに対する協働意識を高め、家族全体の育児問題対応スキルを向上させるために、両親学級を開催しています。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	積極的に育児をしている父親の割合（％）	4か月児健診	69.2%	65.5%			
		1歳6か月児健診	68.0%	67.1%			
		3歳児健診	65.2%	61.3%			

体系コード	1 - 1 - 6	所管課	健康推進課			
事業名	乳児家庭全戸訪問事業、妊産婦・新生児訪問指導事業					
内容	保護者からの出生通知票の提出等から子の出生情報を把握して、生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師、助産師が訪問して状況を把握し、必要な情報提供や助言を行います。また、ゆりかご面接での情報を元に、育児不安や産後うつ等の早期発見・早期対応に努めています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	訪問率（％）	86.5%	91.1%			

体系コード	1 - 1 - 7	所管課	健康推進課			
事業名	低出生体重児訪問等事業					
内容	低出生体重児（ 2 0 0 0 g 未満 ）や出生後何らかの原因で入院や治療を要する児について、必要に応じて保健師が自宅や医療機関を訪問します。症状や家庭環境に応じた養育指導を行い、児の発育を促すとともに保護者の不安軽減を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	全出生中の低出生体重児の割合 （ % ）	9.4%	9.4%			

体系コード	1 - 1 - 8	所管課	子育て支援課			
事業名	産後ケア事業					
内容	産後4か月未満の、家族等から育児、家事等の援助を受けられず支援を必要とする母子に対して、医療機関等における宿泊及び日帰りや、利用者宅への助産師の訪問により、助産師等の専門職による心身のケアや育児支援、助言等を行い、健康推進課と連携して育児に対する不安の解消や休息を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用日数（宿泊型）（日）	313	291			
	延べ利用日数（日帰り型）（日）	34	28			
	延べ利用日数（訪問型）（日）	417	761			

体系コード	1 - 1 - 9	所管課	健康推進課			
事業名	小さく生まれた赤ちゃんの会の開催					
内容	小さく生まれたことによる育児上の課題や育児不安を軽減するために、講演会や個別相談、交流会を開催しています。また、これらの取組を通して、保護者の孤立化を防止します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実施回数（回）	—	—			
	利用者数（人）	—	—			

体系コード	1 - 1 - 1 0	所管課	福祉推進課			
事業名	双子の会					
内容	主任児童委員が主体となって、南千住地区、荒川・町屋地区、尾久地区の3地区において、多胎児の親を対象に子育ての情報交換の場として実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実施回数（回）	—	9			

体系コード	1 - 1 - 1 1		所管課	健康推進課			
事業名	妊産婦・母親のメンタルヘルスケア事業						
内容	ゆりかご面接や妊産婦訪問等によって、周産期うつやメンタル不調の傾向を早期に把握し、保健師による相談支援、精神科医による個別相談、グループケア等を行っています。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	育てにくさを感じた時 に対処できる親の割合 (%)	4か月児健診	88.3%	78.0%			
		1歳6か月児健診	81.6%	80.5%			
		3歳児健診	81.3%	85.5%			

体系コード	1 - 1 - 1 3	所管課	保育課				
事業名	保育コンシェルジュの配置						
内容	保育を希望する保護者の相談に応じ、各家庭の希望や状況にあわせて保育情報の紹介を行う専門の相談員である保育コンシェルジュを、保育課入園相談係に配置しています。また、乳児を連れて窓口へ来所することが困難な保護者向けに、子育て交流サロンやふれあい館へ出向き、出張相談会を実施しています。						
計画	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	相談件数 （ 件 ）	入園相談窓口	791	703			
		出張相談	151	233			
		計	942	936			

体系コード	1 - 1 - 1 4	所管課	健康推進課			
事業名	乳幼児健康診査					
内容	生後4か月、1歳6か月、3歳の時期に健康診査を行い、多職種が連携して疾病や異常の早期発見・早期治療に努めるとともに、ゆりかご面接の情報を活用して、保護者の育児困難、育児不安等を把握し、必要な支援につなげています。特に、1歳6か月健診と3歳児健診は、発達障害の早期発見の機会ともしています。また、令和元年度からは、新生児聴覚検査を導入し、健診の精度の向上に努めています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	4 か月受診率（％）	91.1%	97.4%			
	1 歳 6 か月受診率（％）	97.9%	97.5%			
	3 歳受診率（％）	99.0%	95.6%			

体系コード	1 - 1 - 1 5	所管課	健康推進課			
事業名	子育てハッピー講座の開催					
内容	乳幼児の成長に合わせて、4～5か月、7～9か月、11～13か月、2歳前後の4つの時期に分けて、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児のポイントや離乳食、歯と口の衛生についての講座を実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	講座回数（回）	—	24			
	参加者数（人）	—	85			

体系コード	1 - 1 - 1 6	所管課	健康推進課			
事業名	歯科相談室					
内容	3歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診・相談を行っています。さらに、希望者には、健診結果に基づく個別の歯みがき指導等を行い、子育て家庭全体の歯と口の健康づくりに努めています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	むし歯のない3歳児の割合（％）	89.7%	92.2%			

体系コード	1 - 1 - 1 7	所管課	保育課			
事業名	保育園への歯科検診及び口腔健康教育					
内容	乳幼児期からむし歯の早期発見、治療につなげ、健康で丈夫な歯を保っていけるよう保育園等在園児を対象に年２回の歯科検診を実施するとともに、生涯にわたり口腔内を健康な状態に保つ上での乳幼児期の大切さについて、児童とその保護者に理解を促し、知識を高めるため歯科医師による講習会や歯みがき指導を行っています。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実施件数（件）	26	59			

体系コード	1 - 1 - 1 8		所管課	学務課			
事業名	歯・口の健康づくり事業						
内容	学校歯科保健推進計画（第三期）に基づき、小学校１年生を対象にした巡回歯みがき指導と、小学校３年生、５年生及び中学１年生を対象にしたう歯及び歯周疾患予防指導を実施しています。						
計画	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	歯磨き指導 参加率 （％）	小学1年生	—	—			
		小学3年生	96.6%	94.0%			
		小学5年生	97.3%	94.8%			
		中学1年生	95.7%	92.1%			

体系コード	1 - 1 - 1 9	所管課	健康推進課			
事業名	予防接種事業					
内容	子どもの定期・任意予防接種体制の維持と接種費用の助成を行うとともに、妊婦の風しん感染予防によって先天性風しん症候群の発生を防ぐ等、母子感染予防を通じて次世代の健康増進にも努めています。また、令和元年度からは、風しん抗体価が低いとされる特定の年代の男性を対象とした、風しん抗体検査・予防接種（風しん第5期）事業を開始しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	1歳までにBCGを終了している者の割合（％）	109.0%	105.7%			
	1歳6か月までに4種混合を終了している者の割合（％）	56.5%	59.0%			
	1歳6か月までにMRを終了している者の割合（％）	86.1%	88.8%			

体系コード	1 - 1 - 2 0	所管課	学務課			
事業名	就学時健康診断					
内容	就学予定者に、通学区域または希望する各学校で健康診断を行い、心身の状況を把握することで、適正な就学についての指導、治療の勧告及び保健上必要な助言を行います。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	受診者数（人）	1,647	1,682			
	学校受診率（％）	95.2%	95.8%			

体系コード	1 - 1 - 2 1	所管課	健康推進課・生活衛生課			
事業名	薬物乱用防止に向けた取組					
内容	薬物乱用防止教室：小学校高学年・中学生を対象に、学校と連携して保健師や体験者等による薬物予防教育を行っています。 薬物乱用防止ポスターコンクール：区内の中学生を対象として、薬物乱用防止に関するポスター・標語を募集し、コンクールを実施して、青少年の薬物乱用防止対策の一助としています。 薬物・酒害相談：年齢を限定せず、アルコール・薬物・ギャンブル・摂食障害・ゲーム依存症等で悩んでいる区民（本人及び家族）に対して、専門医や依存症からの回復者が相談を受けています。保健師による相談は、随時受け付けています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	薬物乱用防止ポスター応募数（件）	218	224			
	標語コンクール応募数（件）	1,313	1,730			
	薬物乱用予防教育（実施学校数）	—	4			
	医師等専門相談者延べ人数（人）	34	42			

体系コード	1 - 1 - 2 2	所管課	保健予防課・指導室			
事業名	思春期保健教育					
内容	HIV予防教育では、中学生を対象に、性感染症やエイズ予防に関する健康教育を実施しています。 がん予防出前授業は、学校との連携の下、児童・生徒および保護者を対象として、学校に出向 き、がん予防に関する正しい知識を伝える寸劇と、命の大切さを実感するがん体験者の話の二部 構成で行っています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	H I V 予防教育（学校）	3	3			
	がん出前授業（学校）	5	4			

体系コード	1 - 1 - 2 3	所管課	健康推進課・保健予防課			
事業名	女性の健康づくり支援の取組					
内容	女性の特有のがんについて、予防教室（一次予防）、がん検診（二次予防）等の対策を推進しています。 女性の健康課題は年代によって異なるため、月経前症候群、婦人科疾患、生活習慣病、骨粗しょう症等の予防について、様々な方法で普及啓発を行っています。 不妊症・不育症等妊娠に関する課題について、講演会の開催や情報提供、相談体制のさらなる充実を図っています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子宮頸がん検診受診者数（件）	6,084	6,282			
	乳がん受診者数（件）	4,022	5,686			

施策 1 - 2 子育て力発揮のための支援

体系コード	1 - 2 - 1	所管課	子育て支援課			
事業名	子育て支援情報の提供					
内容	子育て支援情報を適時適切に、分かりやすく提供することで、「知らなくて利用できなかった」という状況の解消に努めています。 ホームページや子育て応援ブック、子育ておでかけMAP、きッズニュース、あらかわすくすく子育てアプリ（母子モ）等の様々なツールを活用して、対象者や時代に即した情報提供を行っています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	アプリ登録者数（アカウント）	3,581	4,815			

体系コード	1 - 2 - 2	所管課	総務企画課 他			
事業名	男女共同参画相談事業・女性相談					
内容	男女平等推進センター等の相談員や婦人相談員が、問題を抱える女性からの相談に対応し、助言を行い、保護が必要な場合には婦人相談員が関係機関との連携を図って安全を確保し、安心して暮らせるよう必要な支援を行います。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ相談件数（件）	336	241			

体系コード	1 - 2 - 3	所管課	生涯学習課			
事業名	家庭教育学級の開催					
内容	乳幼児や青少年の健全育成の基盤となる家庭や家族の役割など家庭教育のあり方を学ぶ講座を開催し、家庭の教育力の向上を支援します。 乳幼児コース・小中学生コースと、小中学校 P T A との連携講座を実施します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	参加者数（人）	59	151			
	講座回数（回）	5	9			

体系コード	1 - 2 - 4	所管課	生涯学習課			
事業名	地域子育て教室の開催					
内容	子育て中の保護者同士が、地域の中でつながる講座や、子育て支援活動のための人材を育成する講座を実施し、地域の教育力の向上を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	参加者数（人）	25	39			
	講座回数（回）	3	3			

体系コード	1 - 2 - 5	所管課	生涯学習課			
事業名	地域の教育力向上支援事業					
内容	子ども、親、近隣の住民が出会う場、交流する場づくりを新規で行う団体等の事業を支援することで、子どもを核とした地域交流を促進し、地域の教育力向上を推進します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	支援団体数（団体）	1	7			

体系コード	1 - 2 - 6	所管課	生涯学習課			
事業名	「親育ち」支援事業					
内容	区内の子育てサークル・保育園保護者会・幼稚園PTA等が、子育てに関する学習会等を開催する際に、企画・運営・周知などの相談及び講師・託児謝礼の補助等の支援を行うことで、家庭の教育力の向上を図ります。(年2回まで)					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	支援事業数(件)	5	13			
	参加者数(人)	90	304			

体系コード	1 - 2 - 7	所管課	子育て支援課			
事業名	児童手当の支給					
内容	15歳になった最初の3月31日までの子どもを養育している保護者に対し児童手当または特例給付を支給します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	受給児童数（人）	23,050	24,029			

体系コード	1 - 2 - 8	所管課	子育て支援課			
事業名	子ども医療費の助成					
内容	子どもの健やかな育成を図るため、保険診療を受けた時の自己負担分の医療費を助成します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	受給児童数（人）	26,239	26,038			

体系コード	1 - 2 - 9	所管課	子育て支援課			
事業名	子育てボランティア団体の育成支援					
内容	子育て支援事業等を行うボランティア団体に、その実施経費の一部を補助することで、子育て家庭を地域で支援する仕組みを作ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	補助団体数（団体）	2	2			

体系コード	1 - 2 - 1 0	所管課	健康推進課・子育て支援課			
事業名	新生児・3歳児への絵本贈呈					
内容	出生届出時、3歳児健診時に絵本を配布し、親子の絆とコミュニケーションを深める一助とします。5冊の絵本のなかから好きな絵本1冊を選んでもらいます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	新生児配布数（人）	1,666	1,565			
	3歳児配布数（人）	519	2,565			

体系コード	1 - 2 - 1 1	所管課	子育て支援課			
事業名	親子ふれあい入浴事業					
内容	年6回の定められた日に親子での区内の公衆浴場の利用を無料にしています。保育園、幼稚園、小学校、ひろば館等で入浴券を配布し、家庭内では経験できない親子のふれあいの場を提供することで、家族のコミュニケーションの円滑化を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実施浴場数（力所）	19	19			
	参加親子（人）	829	2,061			

体系コード	1 - 2 - 1 2	所管課	子育て支援課			
事業名	あらかわベビーステーションの設置・普及					
内容	授乳・オムツ交換スペースが備わっている施設を「あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として認定することで、乳幼児連れの保護者が容易に外出できるよう支援を行います。 乳幼児を持つ保護者が気軽に利用できるよう、新たな設置場所を検討し、施設数をさらに増やしていきます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	施設数（力所）	65	65			

体系コード	1 - 2 - 1 3	所管課	子育て支援課			
事業名	ツインズサポート事業					
内容	多胎児を養育する家庭の経済的負担を軽減するため、年額20,000円を上限に、タクシー利用料（全額）と一時保育等の在宅育児支援事業利用料（1/2）を補助します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	在宅育児支援事業等助成件数（件）	27	61			
	タクシー利用助成件数（件）	49	105			

体系コード	1 - 2 - 1 4	所管課	子育て支援課			
事業名	あらかわ子育て応援店・企業の認定					
内容	地域の商店・企業からの申請に基づき、子育て応援店・企業として認定することで、子育て家庭が地域で見守り支えられる社会を目指します。 令和4年度より、東京都が行う同様の事業である「子育て応援とうきょうパスポート」へ移行するため、令和3年度末をもって事業終了します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	認定数（力所）	49	都の事業に移行			

体系コード	1 - 2 - 1 5	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ）					
内容	保護者の育児疲れや疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった0歳から中学生までの子どもを、乳児院等で預かることで、子どもと家庭の福祉の向上を図ります。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用日数（日）	99	148			
	施設数（か所）	2	2			

体系コード	1 - 2 - 1 6	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	協力家庭ショートステイ					
内容	保護者の育児疲れや疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった2歳から中学生までの子どもを、協力家庭宅で預かることで、子どもと家庭の福祉の向上を図ります。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用日数（日）	207	344			
	登録家庭数（家庭）	22	17			

体系コード	1 - 2 - 1 7	所管課	地域図書館課・ゆいの森課・健康推進課			
事業名	図書館における子育て支援事業					
内容	これから出産を迎える方とその家族を対象に、読み聞かせを通して親子のふれあいの大切さを学び、やがて子どもが一人で読書するための土壌づくりになるよう、読み聞かせの実演や本選びの講習を行います。					
実施状況	各年3月31日現在	令和	令和	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	おはなし会延べ参加人数（人）	1,228	4,544			

体系コード	1 - 2 - 1 8	所管課	保健予防課			
事業名	結核児童療育給付事業					
内容	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方で、療育機関に入院する方を対象に医療費の一部助成を行っています。また、対象の方には、療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学用品の一部助成をします。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	申請件数（件）	0	0			

体系コード	1 - 2 - 1 9	所管課	健康推進課			
事業名	小児慢性特定疾病医療費助成事業					
内容	小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健やかな成長のために、小児慢性特定疾病医療に要する医療費の一部を助成して、保護者の負担軽減を図ります。令和2年7月から開始予定です。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	新規・更新申請等件数（件）	135	128			

体系コード	1 - 2 - 2 0	所管課	健康推進課			
事業名	未熟児養育医療					
内容	出生児体重が2,000 g 以下等、医師が入院養育が必要と認めた場合に、指定養育医療機関での入院医療の一部を助成しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	申請件数（実人数）	33	41			
	給付件数（延人数）	109	121			

体系コード	1 - 2 - 2 1	所管課	保健予防課			
事業名	自立支援医療（育成医療）					
内容	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体に障がい有する方、または、現存する疾患が、当該障がいまたは疾患に係る医療を行わないときは、将来において障がいを残すと認められる方で、手術等によって障がいの改善が見込まれる方を対象に、指定自立支援医療機関（育成医療）医療保険各法による医療給付を優先し、その残額から自己負担額を控除した額を助成しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	自立支援（育成医療）認定者数 （人）	1	7			

体系コード	1 - 2 - 2 2	所管課	健康推進課			
事業名	妊娠高血圧症候群等医療費助成					
内容	妊産婦や胎児の死亡等の原因となる妊娠高血圧症候群等について、妊婦が早期に適切な医療を受けることができるよう、必要な医療給付を行います。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	給付件数（件）	12	3			

基本目標 2 児童虐待の予防と子どもの権利擁護

施策 2 - 1 児童相談体制の充実による虐待防止

体系コード	2 - 1 - 1	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	要保護児童対策地域協議会の運営					
内容	要保護児童・要支援児童・特定妊婦に対し、早期に適切な支援を行うため、子ども家庭総合センターを調整機関として、警察、学校、幼稚園、保育所、民生・児童委員、保健所や医療機関などで構成されるた協議会において、関係機関との情報共有や連携を図ります。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	会議数（回）	65	45			

体系コード	2 - 1 - 2	所管課	健康推進課・子ども家庭総合センター			
事業名	特定妊婦への支援					
内容	保健所及び子ども家庭総合センターが、それぞれ把握した特定妊婦の情報を毎月開催される特定妊婦進行管理会議において共有し、支援状況を確認しています。対象者のリスクを把握して適切に支援するため、保健所のかかりつけ保健師による訪問・連絡を行うとともに、子ども家庭総合センターのケースワーカーによる関係機関等との定期的な確認など状況把握に努めています。					
計画	各年3月31日現在	令和	令和	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	会議数（回）	12	12			

体系コード	2 - 1 - 3	所管課	健康推進課・子ども家庭総合センター			
事業名	養育支援訪問事業					
内容	養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 対象家庭の状況は複雑化してきており、その選定や支援内容について、随時見直しを行い、関係機関で情報を共有しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和	令和	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	延べ訪問回数（回）	1,806	1,183			

体系コード	2 - 1 - 4	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	安心子育て訪問事業					
内容	育児不安を抱えているが十分な支援が届いていない家庭に、傾聴や家事・育児を協働で行うボランティアを派遣することで、育児不安の解消を図ります。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	対応件数（世帯）	91	65			

体系コード	2 - 1 - 5	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	要保護児童対策事業					
内容	乳幼児の母親を対象に、グループミーティング「はーふタイム」を毎月行うことで、育児ストレスの軽減を図ります。グループミーティングの参加者ごとに抱えている課題が異なるため、それぞれのニーズを見極める必要があります。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	はーふタイム参加者延べ人数（人）	41	39			

体系コード	2 - 1 - 6	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	あらかわキッズ・マザーズコール 2 4					
内容	妊婦及び18歳未満の子どもの保護者からの電話相談に、看護師等が365日24時間体制で応じることで、妊娠や育児に関する不安の解消を図ります。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	入電件数（件）	1,509	1,141			

体系コード	2 - 1 - 7	所管課	教育センター			
事業名	荒川区子どもの悩み 1 1 0 番					
内容	荒川区在住、もしくは、荒川区内の学校に通っている小・中学生からの相談（友達や家族のこと、勉強や進路、いじめなどの学校生活に関する事、学校へ行きたくないといったこと等）を受けています。					
計画	各年 3 月 3 1 日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	件数（件）	8	10			

体系コード	2 - 1 - 8	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	子ども家庭総合センターにおける相談支援					
内容	子どもと家庭に関する相談に関し、それぞれの状況に応じた専門的かつ総合的な支援を行います。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	相談受理件数（件）	1,238	1,186			

施策 2 - 2 子どもの権利擁護・意識の醸成

体系コード	2 - 2 - 1	所管課	子育て支援課			
事業名	子どもの権利擁護事業					
内容	社会福祉士や弁護士が、被措置児童や一時保護所入所児童からの相談及び意見表明を受け止め、子どもの立場に寄り添い、対応していきます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	相談件数（件）	2	4			

体系コード	2 - 2 - 2	所管課	生涯学習課			
事業名	人権教育の推進					
内容	基本的人権を尊重することの大切さを正しく理解し、人権にかかわる諸問題を知ると共に、知識の修得のみにとどまらないよう実際の態度や行動につながるような体験型の学習等を取り入れながら人権意識の浸透を目指します。 近年は、コロナ禍における人権や人権侵害の対象となりやすい子どもをテーマとした講座を開催しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	参加者数（人）	27	33			

体系コード	2 - 2 - 3		所管課	児童青少年課 他			
事業名	情報モラルの推進						
内容	インターネットやSNSの安易な利用により犯罪に巻き込まれる事件やSNSを利用したいじめなどから子どもたちを守る必要があります。子どもたちやその保護者に対して、インターネットやSNSの利用におけるメリット及びデメリットを十分に理解するよう啓発を行っていきます。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	情報モラルの推進	計画	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施			

体系コード	2 - 2 - 4		所管課	健康推進課・子育て支援課			
事業名	子どもの権利についての周知						
内容	妊娠期から子育て期にかけて、ゆりかご面接や乳幼児健診事業等を通して、保護者に対して、子どもの権利の周知を行います。また、子どもの権利について理解を深め地域全体で守るという機運の醸成や普及啓発を行います。これにより、子どもの権利について知り、これを守っていく環境整備を図ります。						
実施状況	各年3月31日現在		令和	令和	令和	令和	令和
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	子どもの権利についての周知	計画	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施			

基本目標 3 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

施策 3 - 1 幼児教育・保育の充実と質の向上

体系コード	3 - 1 - 1		所管課	保育課			
事業名	認可保育園の設置・運営（拠点園）						
内容	保育が必要な乳幼児を認可保育園で1日最大11時間、保護者に代わって保育します。 認可保育園や認証保育所の新設等により保育定員の拡大に努めています。						
計画	各年4月1日現在		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0歳の人口（人）		1,707	1,570			
	1～2歳の人口（人）		3,416	3,310			
	3～5歳の人口（人）		5,239	5,088			
	0歳 （人） 利用者数	認可保育園	369	362			
		地域型保育事業	6	8			
		認証保育所	33	33			
		家庭福祉員	3	3			
		合計	411	406			
	0歳の保育利用率（％）		24.0%	25.0%			
	1 （人） 利用者数	認可保育園	1,939	1,956			
		地域型保育事業	46	38			
		認証保育所	148	147			
		家庭福祉員	27	23			
		合計	2,160	2,164			
	1～2歳の保育利用率（％）		63.2%	65.4%			
	3 （人） 利用者数	認可保育園	3,204	3,173			
		地域型保育事業	0	0			
		認証保育所	11	11			
		家庭福祉員	0	0			
		合計	3,215	3,184			
	3～5歳の保育利用率（％）		61.4%	62.6%			
	区内施設数 （人） （か）	認可保育園	56	59			
家庭的保育事業		6	6				
認証保育所		11	11				
家庭福祉員		20	20				
合計 家庭福祉員含まず		73	76				
0歳の待機児童数（人）		5	0				
1～2歳の待機児童（人）		23	21				
3～5歳の待機児童（人）		0	0				
保育利用率とは利用者数を人口で割った数値である。							

体系コード	3 - 1 - 2	所管課	保育課			
事業名	保育施設の連携体制強化に向けた取組					
内容	「未来に向けた保育施策のあり方」に沿って、公園や園庭等の相互利用など各地域の課題解決に向けた協議を行うネットワーク会議や、保育士等の資質・専門性向上に向けた公開保育・合同研修等の取組を実施します。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	会議等の実施件数（件）	15	24			

体系コード	3 - 1 - 3	所管課	保育課			
事業名	東京都認証保育所の設置・運営					
内容	東京都が独自の設置基準をもって認証する「認証保育所」の運営費等を補助し、0歳児保育や13時間以上の開所など多様な保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図ります。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	園数（園）	11	11			
	確保量（定員）	247	247			

体系コード	3 - 1 - 4	所管課	保育課			
事業名	認証保育所等の保育料等補助					
内容	認証保育所、家庭福祉員、グループ型家庭的保育、定期利用保育、指導監督基準を満たした認可外保育施設を利用する保護者を対象に、保育の必要性等を要件として保育料等の一部を補助します。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	補助実績（人）	359	404			

体系コード	3 - 1 - 5	所管課	保育課			
事業名	家庭福祉員等事業					
内容	保育が必要な乳幼児を、家庭福祉員等が家庭的な環境のなかで保護者に代わって保育します。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	家庭福祉員数（人）	20	20			
	確保量（定員）	63	56			

体系コード	3 - 1 - 6	所管課	保育課			
事業名	延長保育事業					
内容	通常の利用日・時間以外の日・時間に、保育園等で保育を行うことにより、保護者の子育てや就労等を支援します。 【認可保育園】 満1歳以上の在園児を対象に、11時間保育に加え1時間の延長保育を行うほか、保護者の就労等に伴う臨時的な延長保育の需要には延長保育の空き枠を活用した延長スポット保育を行います。 【認証保育所】 在園児を対象に、区内全ての認証保育所が20時以降までの延長保育を行います。 【家庭福祉員等】 保育時間は、原則16時30分または17時までとしていますが、保護者の就労状況や家庭福祉員の状況等を踏まえ、双方の合意が成立した場合には延長保育を実施します。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	利用者(人)	738	625			
	確保量（人）	1,572	1,595			

体系コード	3 - 1 - 7	所管課	保育課			
事業名	病児・病後児保育事業					
内容	保育園等に在籍する子どもが、病気または病気回復期のため、保育園等にはまだ登園できないときに一時的に子どもをお預かりします。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	利用者数（人）	146	296			
	施設数（か所）	3	3			

体系コード	3 - 1 - 8	所管課	学務課・指導室			
事業名	区立幼稚園等の運営					
内容	教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えることで、心身の発達の助長を図ります。					
計画	各年5月1日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	3～5歳の人口(人)	5,259	5,075			
	利用者数（人）	431	399			
	利用率（％）	8.2%	7.8%			
	施設数（力所）	9	9			

体系コード	3 - 1 - 9		所管課	子育て支援課			
事業名	私立幼稚園等に対する運営支援						
内容	幼児教育を担う私立幼稚園に対し、適切な教育環境を整えて幼児の健やかな成長と心身の発達を図るため、事業費の一部を補助しています。						
実施状況	各年5月1日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	3～5歳の人口		5,259	5,075			
	利用者数（人）		1,364	1,327			
	（施設数） （園数）	区内	6	6			
		区外（代理申請園）	23	21			
		合計	29	27			

体系コード	3 - 1 - 1 0	所管課	子育て支援課			
事業名	私立幼稚園等における預かり保育への支援					
内容	各園において平日の教育時間終了後や夏休み・冬休み等の長期休業期間中に実施する預かり保育の運営費に対する補助を行うことで、幼児教育の振興と充実を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用者数(人) 区内の私立幼稚園等のみ	7,360	10,486			
	施設数(か所) 区内の私立幼稚園等のみ	6	6			

体系コード	3 - 1 - 1 1	所管課	子育て支援課			
事業名	私立幼稚園等の保護者に対する助成					
内容	すべての園児を対象に、入園料、保育料及び給食費に対する補助を実施し、保護者の負担軽減と就園機会の拡大を図ります。また、保育の必要性の認定を受けた園児については、預かり保育料に対する補助も実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ補助園児数（人）	5,868	6,163			

体系コード	3 - 1 - 1 2	所管課	子育て支援課・保育課・学務課			
事業名	幼児教育・保育の無償化					
内容	幼稚園・保育園等に通うすべての3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児の保育料を無償化します。					
計画	各年 3 月 3 1 日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	幼児教育・保育の無償化 補助児童数（人）	5,378	5,257			
	給食費補助 補助児童数（人）	4,917	4,870			

体系コード	3 - 1 - 1 3	所管課	子育て支援課・保育課			
事業名	幼児教育・保育の指導及び質の向上					
内容	子ども子育て支援法に基づく指導検査のほか、区立園長ＯＢ等による各保育施設等への日常的な巡回指導を行い、保育の質の向上を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和	令和	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	指導検査・巡回実施件数（件）	279	399			

体系コード	3 - 1 - 1 4	所管課	子育て支援課・保育課			
事業名	保育士・幼稚園教諭の確保(宿舍借上げ支援事業を含む)					
内容	職員を居住させるために宿舍を借り上げる私立幼稚園、私立認可保育園、小規模保育事業、家庭的保育事業、認証保育所、家庭福祉員、グループ型家庭的保育事業の運営事業者を対象に、宿舍借り上げにかかる経費を補助します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和	令和	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	補助実施人数（人）	228	264			

体系コード	3 - 1 - 1 5	所管課	保育課			
事業名	定期利用保育事業					
内容	認可保育所の空きスペース等を活用し、不承諾となっている児童を期間限定で保護者に代わって保育します。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	定員数（人）	5	5			

施策 3 - 2 在宅育児家庭に対する支援の充実

体系コード	3 - 2 - 1	所管課	子育て支援課			
事業名	ファミリー・サポート・センター事業					
内容	登録した保護者（利用会員）と登録した援助者（協力会員）、事務局が事前打合せをした上で、利用会員の子どもを、残業や通院時などを理由に一時的協力会員の自宅で預かることで、保護者の育児と就労等を支援します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	未就学児(人)	3,360	4,166			
	小学生(人)	926	1,316			

体系コード	3 - 2 - 2	所管課	子育て支援課・保育課			
事業名	在宅育児家庭訪問事業の検討					
内容	在宅育児家庭の子育ての負担や不安感を軽減するために、既存事業との整理を図り、訪問事業の実施に向けた検討を行います。 また、東京都の補助制度であるベビーシッター利用支援事業を活用し、居宅訪問型の保育事業を実施することで、在宅育児家庭を支援します。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ベビーシッター利用支援事業	20	304			

体系コード	3 - 2 - 3	所管課	児童青少年課			
事業名	子育て支援カウンセラーによる相談支援					
内容	在宅育児家庭を中心に、子育て中の保護者の相談を受けるため、カウンセラーが、ひろば館・ふれあい館等を巡回します。 子育て情報の提供、保護者同士で子育ての悩みを共有・解決するためのミニ講座・ミニワークを開催するほか、個別相談を希望する保護者には、日時、場所を設定して面接を行い、児童虐待の防止やストレスの軽減を図っています。 学童クラブやにこにこすくーの巡回では、特別な支援を必要とする児童の支援に関する専門的助言等を行い、一人ひとりにあったきめ細かな支援につなげます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひろば館・ふれあい館巡回箇所数 （箇所）	16	16			

体系コード	3 - 2 - 4	所管課	保育課			
事業名	認可保育園における一時保育					
内容	保護者の冠婚葬祭への出席、地域・学校等の行事への参加、研修・講習への参加や育児疲れの解消等の理由で、一時的に保育を必要とする場合に預かりを行うことで、家庭における子育てを支援します。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用者数(人)	2,608	4,532			
	施設数（か所） 専用スペースのある施設数	13	13			

体系コード	3 - 2 - 5	所管課	子育て支援課			
事業名	地域子育て交流サロンにおける一時預かり					
内容	一部の地域子育て交流サロンで週1回2時間の理由を問わない一時預かりを行うことで、家庭における育児を支援します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用人数（人）	532	894			
	施設数（箇所）	6	7			

体系コード	3 - 2 - 6	所管課	ゆいの森課			
事業名	ゆいの森あらかわにおける一時預かり					
内容	ゆいの森あらかわで乳幼児の一時預かりを行うことで、ゆいの森あらかわを利用する子育て世代の生涯学習を支援します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用人数（人）	1,343	2,199			

体系コード	3 - 2 - 7	所管課	区民施設課・児童青少年課			
事業名	ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業					
内容	乳幼児事業や親子の交流事業等の児童館事業を実施することで、地域の身近な居場所を提供します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	年間ひろば館・ふれあい館入館者数 （人） 乳幼児の入館者数	74,375	99,324			
	ひろば館施設数（箇所）	3	3			
	ふれあい館施設数（箇所）	13	13			

体系コード	3 - 2 - 8	所管課	ゆいの森課・子育て支援課・保育課・学務課			
事業名	地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン・ゆいの森あらかわ遊びラウンジ）の運営					
内容	主に在宅育児中の保護者とその子どもが、いつでも気軽に訪れ、同世代の親子同士で交流できる場を提供し、常駐している保育士等による相談・助言などを通じて不安や悩みの解消を図ります。令和3年度は21か所で実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和	令和	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	延べ利用者数（人） 子どもの利用者数	32,794	55,934			
	施設数（箇所）	19	22			

体系コード	3 - 2 - 9	所管課	子育て支援課			
事業名	産後支援ボランティアの派遣					
内容	赤ちゃんの入浴や買い物の手伝い等を行う地域や学生のボランティアを派遣することで、産後家庭の子育ての負担軽減を図る事業を実施するボランティア団体に対し、運営費を補助します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用者数（人）	1,343	1,624			

体系コード	3 - 2 - 1 0	所管課	子育て支援課			
事業名	地域子育て見守り事業（キッズクーポン）					
内容	地域の民生・児童委員及び主任児童委員が、子育て応援券（キッズクーポン）を配布することにより、地域の子育て状況を把握するとともに、子育て家庭が孤立しないよう見守ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	絵本交換券配付数（件）	1,340	0			
	あらかわ遊園のりもの券配付数 （件）	542	398			

体系コード	3 - 2 - 1 1		所管課	荒川遊園課			
事業名	荒川遊園のリニューアル						
内容	子育て家庭を中心に多くの方々にご利用いただいている荒川遊園に、授乳室、おむつ替え場所、子どもトイレ等、子育て支援設備の新設・増設を行い、子育て家庭がより利用しやすい施設へと整備します。						
計画	各年 3 月 3 1 日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	荒川遊園のリニューアル	計画	工事	工事・ 開設準備	開設・ 運営	運営	運営
		実績	工事	工事・ 開設準備			

基本目標 4 子どもの生きる力と活動の支援

施策 4 - 1 放課後児童に対する支援

体系コード	4 - 1 - 1	所管課	児童青少年課			
事業名	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の運営					
内容	共働き家庭等の小学生を対象に、放課後に適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全な育成を図ります。 児童数や共働き家庭の増加等を踏まえると、今後も学童クラブの需要は増加することが見込まれます。					
実施状況	各年4月1日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	利用者数（人）	1,607	1,718			
	施設数（クラブ）	27	28			

体系コード	4 - 1 - 2	所管課	児童青少年課			
事業名	放課後子ども教室事業（にこにこすくーる）の運営					
内容	小学校の全児童を対象に、放課後の安全な活動拠点を設け、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供する放課後子ども教室事業を実施し、次代を担う人材育成を図ります。 家族形態の変容等により異学年や家族以外の大人と交流する機会が減少しており、学校という安全な場で、多くの子どもが様々な人と交流できる環境を整える必要があります。					
実施状況	各年4月1日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	登録者数（人）	3,951	3,753			
	施設数（学校）	24	24			

体系コード	4 - 1 - 3	所管課	児童青少年課			
事業名	総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）					
内容	学童クラブとにこにこすくーるについて、同一小学校内で一体型を中心に整備し、効率的・効果的に運営する総合的な放課後児童事業「放課後子ども総合プラン」を推進していきます。					
実施状況	各年4月1日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	総合プランー一体型(学校)	17	16			
	総合プラン連携型（学校）	6	7			
	にこにこすくーる（連携なし）（学校）	4	4			
	学童クラブ（連携なし）（か所）	5	6			

体系コード	4 - 1 - 4	所管課	区民施設課・児童青少年課			
事業名	ひろば館・ふれあい館における児童事業					
内容	サークル活動・検定遊び等の館内活動、子どもたちの自主的・主体的活動支援、地域の子どもまつりへの参加等を行うことで、異学年交流や地域との交流を図ります。 時代に即した児童館事業の展開や中・高校生の居場所づくりのため、事業内容の拡充を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	年間ひろば館・ふれあい館入館者数 (人) 小・中・高校生の入館数	117,309	156,334			
	ひろば館施設数（か所）	3	3			
	ふれあい館施設数（か所）	13	13			

体系コード	4 - 1 - 5	所管課	ゆいの森課			
事業名	ゆいの森あらかわにおける学び라운ジの運営					
内容	小学生以上の子どものを対象に、体験キットやワークショップを実施することにより、子どもたちが学び、夢や生きる力を育む多様な発見・体験の場を提供します。さらに、自主的な学習やミーティング等に利用できる場として提供することで、休日や放課後の子どもたちの安全な居場所を提供します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	体験キット貸出数（件）	2,079	4,417			

施策 4 - 2 成長と活動の場と機会の充実

体系コード	4 - 2 - 1	所管課	児童青少年課			
事業名	自然まるかじり体験塾					
内容	区の交流都市である千葉県鴨川市で農家にホームステイし、農家の生活や農作業、漁業体験をすることで、自然の恵みや食物の大切さを学びます。 ここ数年は、実施人数を40人程度としており、参加者数もそれに近い数字で推移しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	参加者数（人）	—	25			
	受入農家数（軒）	—	—			

体系コード	4 - 2 - 2	所管課	生涯学習課			
事業名	チャレンジ共和国における体験学習事業					
内容	直接体験の機会の提供と、異なる学校・年齢の子ども同士の交流を目的に火起こしや野外炊飯、科学実験などを実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ参加人数（人）	—	279			

体系コード	4 - 2 - 3	所管課	生涯学習課			
事業名	チャレンジキャンプ等への支援					
内容	チャレンジ共和国に参加した小中学生を対象に、学んだことを実地で体験し、生きる力を養うことを目的にハイキングや野外炊飯、キャンプファイヤーなどを実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ参加人数（人）	—	—			

体系コード	4 - 2 - 4	所管課	環境課			
事業名	荒川区環境区民大賞					
内容	荒川区環境区民大賞は、環境推進に関わる様々な活動を、積極的に実践し、業績が顕著な方を表彰する環境区民として表彰する制度です。表彰対象となる５部門のうち、子どもの頃から環境に興味を持ち、環境保護への意識を高める機会として小学生が対象の「子どもエコ部門」、小・中学生が対象の「エコポスター部門」を設けています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	応募者数（個人・団体）	851	774			

体系コード	4 - 2 - 5	所管課	環境課			
事業名	エコジュニアクラブ					
内容	小学校高学年（４～６年生）を対象に、通年で会員制環境講座を実施し、体系的に環境問題等を学習する機会を設けることで、環境に関心を持つ児童同士のつながりを醸成するとともに、未来の環境区民の育成に取り組んでいます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	参加者数（人）	—	159			

体系コード	4 - 2 - 6	所管課	環境課			
事業名	夏休み子どもエコ教室					
内容	自然や科学の仕組みを学ぶことを通じて、環境問題等への関心を持ってもらうことを目的として、小・中学生、親子向けの環境講座を夏休み期間中に実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	参加者数（人）	300	299			

体系コード	4 - 2 - 7	所管課	環境課			
事業名	エコポイント事業					
内容	電気、ガス、水道の省エネ行動のほか、低炭素社会の実現のために、環境意識が醸成されるようなメニューを広く取り入れ、親子で楽しみながら省エネ・環境活動に参加してもらうことを目的として実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	応募数（世帯）	—	事業廃止			

施策 4 - 3 多様性を認め合う社会で生きる力を醸成

体系コード	4 - 3 - 1	所管課	総務企画課			
事業名	L G B T 専門相談事業					
内容	L G B T 専門相談員が、L G B T（性的少数者）に関する問題全般について、相談に対応し、助言を行います。 L G B T に関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための教育や啓発活動を進めるほか、支援等に取り組んでいます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ相談件数（件）	7	4			

体系コード	4 - 3 - 2		所管課	健康推進課			
事業名	外国語版母子健康手帳の配布						
内容	日本語以外の言語を使用する方に対して、外国語で記載された母子健康手帳を配布しています。英語、中国語、ハングル、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語の9か国語に対応しています。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	外国語版母子健康手帳 の配布	計画	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施			

基本目標 5 支援が必要な子ども・家庭への支援

施策 5 - 1 子どもの貧困対策の推進

体系コード	5 - 1 - 1	所管課	子育て支援課			
事業名	入院助産					
内容	経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊婦に、出産に係る費用を助成することで、安心して助産を受けられる環境を提供します。 また、経済的に困窮している妊婦は特定妊婦として要保護児童対策地域協議会において、産後も状況を把握する必要があるため、保健所等との連携を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	決定件数（件）	4	6			

体系コード	5 - 1 - 2	所管課	子育て支援課			
事業名	家庭相談					
内容	離婚や親権、子どもの養育費等の問題について、家庭裁判所の元調停委員である家庭相談員が相談に応じ、助言等を行うことで、問題解決の一助とします。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	相談件数（件）	123	85			

体系コード	5 - 1 - 3	所管課	保育課			
事業名	認可保育園における子どもの貧困対策の取組					
内容	日常的に親子と接する保育園は「貧困の最初の砦」として、問題を抱える家庭や虐待の早期発見等において極めて重要な役割を担っているため、保育園園長等経験者が、問題を抱える園児の観察等を行うことで、継続的な支援を行います。 認可保育園の増加に伴い運営主体も多様になってきているため、各園の状況を十分把握した上で、適切に対応していきます。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実施件数（件）	16	18			

体系コード	5 - 1 - 4	所管課	学務課			
事業名	就学援助					
内容	区立の小中学生の保護者のうち、生活保護受給者またはそれに準ずる者を対象に、学用品費及び学校給食費等を支給することで、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施を図ります。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	認定率（小学校）（％）	19.6%	19.4%			
	認定率（中学校）（％）	30.1%	29.6%			
	認定率（合計）（％）	22.4%	22.2%			

体系コード	5 - 1 - 5	所管課	教育センター			
事業名	スクールソーシャルワーカーの配置					
内容	家庭や学校、友人、地域社会など、児童・生徒を取り巻く環境が複雑に絡み合っている発生する問題行動等のうち、学校だけでは解決困難なケースについて、より効果的な取組を進めるため、専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭訪問や電話相談、関係機関との連携により、相談・支援活動を行い解決にあたります。 家庭環境に問題のある児童・生徒は、学力や健康面でも問題を抱える割合が高く、今後も家庭や学校と密接に連携を図り、丁寧な対応を進めていく必要があります。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	相談員一人あたり相談件数（件）	933	888			

体系コード	5 - 1 - 6	所管課	子育て支援課			
事業名	学習支援事業（学びサポートあらかわ）					
内容	小学校5年生から中学生までを対象に、子どもたちが自由に学習できる環境を整えるとともに、指導員等を配置して子どもたちの個別相談や学習指導を行うことで、基礎的・基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	1日平均利用児童数・生徒数（人）	17.8%	22.4%			

体系コード	5 - 1 - 7		所管課	指導室			
事業名	あらかわ寺子屋						
内容	始業前や放課後などの補充学習を、全区立小中学校で「あらかわ寺子屋」事業として実施し、授業時間以外の学習時間を確保するとともに、主体的に学習する習慣を身に付けさせることで、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の定着を確実に図ります。 学校ごとに児童・生徒の学習状況に合わせた学習内容や学習時間等を企画し、教員志望等の学生（ティーチングアシスタント）や退職教員を含む教員免許保持者（補充学習指導員）を活用するなどして充実を図っています。						
計画	各年 3 月 3 1 日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	あらかわ寺子屋	計画	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施			

体系コード	5 - 1 - 8		所管課	子育て支援課・保育課・学務課			
事業名	荒川区の奨学金事業						
内容	平成29年度から保育士奨学金支援制度を設け、保育士を目指す方のための返済免除型奨学資金貸付事業や奨学金を利用して保育士資格を取得し、区内私立保育園等に保育士として勤務する方のための返済支援型奨学金支援事業を実施しています。 高校に進学する際の奨学資金貸付事業においても、返済免除の規定を設け、高校進学に対する経済的負担の軽減を図っています。						
計画	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	保育士奨学 金支援制度	返済免除型貸付実施数 （人）	64	0			
		返済支援型補助実施数 （人）	3	56			
	奨学金貸付 事業	新規申込者に対する採 用決定率（％）	83.7%	75.0%			

体系コード	5 - 1 - 9	所管課	生活福祉課			
事業名	次世代育成支援事業（学習環境整備支援）					
内容	生活保護受給世帯の次世代育成の観点から、学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講などに対し、実費額を学習環境整備支援費として支給します。 対象は、在宅での学習環境を整える必要があると認められる小学生・中学生で、上限額は年間で、中学校3年生が20万円、小学校1年生から中学校2年生までが10万円、高校1～2年生が15万円、高校3年生が20万円です。そのほか、大学等への進学を目指す高校3年生の大学等受験料を大学等進学支援費として、上限8万円支給しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	支給者数（人）	75	48			

体系コード	5 - 1 - 1 0	所管課	子育て支援課・清掃リサイクル推進課			
事業名	子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業					
内容	子どもの居場所づくり事業は、支援が必要な子どもを対象に居場所を提供し、食事の提供や学習支援などの事業を実施する団体に対し運営費を補助することで、子どもの自立や健全な成長を促します。 子ども食堂事業は、子どもとその保護者を対象に、身近な地域で食事を通して交流する場を提供する団体に対し運営費を補助することで、栄養のある食事の提供による子どもの成長や保護者の負担軽減を図ります。 また、家庭等で眠ったままとなった食品を提供いただく「フードドライブ」とこれらの事業をマッチングする仕組みを構築することで、地域ぐるみで子どもたちを支える気運の醸成を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実施団体数（団体）	14	14			
	フードドライブ食品回収数（個）	2,446	5,699			

施策 5 - 2 社会的養護体制の充実

体系コード	5 - 2 - 1	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	家庭養育の推進					
内容	里親制度の普及啓発事業の実施や里親支援の充実など、里親登録の拡大及びファミリーホームの推進に向けた取組を積極的に進めていきます。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	登録養育家庭数（家庭）	10	9			
	ファミリーホーム数（ホーム）	1	1			

体系コード	5 - 2 - 2		所管課	子育て支援課			
事業名	児童養護施設の誘致						
内容	虐待を受けた子どもなど専門的なケアが必要な子どもの受入れや、里親の支援などを行うため、児童養護施設の誘致に取り組みます。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	児童養護施設の誘致	計画	準備	準備	準備	開設	運営
		実績	公募により 業者選定	事業者調整 ・住民説明 ・工事着工			

体系コード	5 - 2 - 3		所管課	子育て支援課			
事業名	児童養護施設等退所後の自立支援						
内容	児童養護施設等退所者が社会で自立し、地域で安定的に生活できるよう、就労支援や生活支援を実施していきます。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	児童養護施設等退所後の自立支援	計画	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	検討	検討			

施策 5 - 3 ひとり親家庭の自立支援の推進

体系コード	5 - 3 - 1	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭相談					
内容	就労や住宅困窮、養育についての悩みなど様々な相談に応じるとともに、それらを支援するためのサービスにつなげます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	相談件数（件）	1,566	1,534			

体系コード	5 - 3 - 2	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭等への手当支給					
内容	子どもを養育しているひとり親家庭等の親等に、児童育成手当（育成手当）や児童扶養手当を支給することで、児童の福祉の増進を図ります。 また、児童扶養手当支給対象者には、申し出により都営交通無料乗車券の配布や粗大ごみ処理手数料の免除などを行います。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	児童扶養手当受給者数（人）	1,168	1,063			
	児童育成手当受給者数（人）	1,690	1,573			

体系コード	5 - 3 - 3	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭医療費の助成					
内容	子どもを養育しているひとり親家庭等が保険診療を受けた時、自己負担分の医療費の一部を助成します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	対象者数（人）	1,546	1,490			

体系コード	5 - 3 - 4	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭の就業支援事業					
内容	ひとり親自立支援プログラム策定員が自立・就労支援のため個々の状況に応じたプログラムを策定します。また、資格取得に向けての講座受講料を助成する教育訓練給付金や、訓練期間の生活費を補助するための高等職業訓練給付金を支給することで、自立の促進を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	策定数（件）	22	23			
	ひとり親家庭の親の学び直し支援事業支給数（件）	0	1			
	高等職業訓練促進給付金支給数（件）	7	10			
	自立支援教育訓練給付金支給数（件）	5	5			

体系コード	5 - 3 - 5	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭の居住支援事業					
内容	ひとり親家庭の生活の安定とその後の自立を支援するために、民間賃貸住宅の入居にあたり、保証料を補助することで経済的負担の軽減を図っています。 また、ひとり親家庭の住まいに関する相談が多いことから、東京都の住宅施策の活用等、居住支援に関する検討を行っていきます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	住宅相談（件）	141	202			
	民間賃貸住宅入居支援事業給付件数 （件）	7	6			

体系コード	5 - 3 - 7	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業					
内容	指定宿泊・日帰り施設を低廉な価格で利用できるよう助成することで、ひとり親家庭の休養及びレクリエーションの充実を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	宿泊利用者（件）	37	44			
	日帰り利用者（件）	276	264			

体系コード	5 - 3 - 8	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭サポート事業					
内容	技能習得のための通学、就職活動、残業時等、一時的に育児や家事ができない時にベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	利用回数(回)	17	65			
	利用時間数(時間)	56	259			

体系コード	5 - 3 - 9	所管課	子育て支援課			
事業名	東京都母子及び父子福祉資金の貸付					
内容	子どもの就学支度資金・修学資金のほか、転宅資金等を無利子で貸し付けることで、ひとり親家庭の自立を支援します。平成30年4月から大学院への進学費用にも貸付対象を拡大しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	貸付件数（件）	66	46			

施策 5 - 4 特別な支援を必要とする子どもと若者への支援

体系コード	5 - 4 - 1	所管課	障害者福祉課			
事業名	留守番看護師の派遣					
内容	在宅で医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に、医師の指示書に基づき介護者に代わり看護及び医療行為を行う看護師を派遣することで、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実利用者数（人）	12	13			
	看護師派遣日数（日）	427	485			
	看護師派遣人数（人）	638	683			

体系コード	5 - 4 - 2	所管課	障害者福祉課			
事業名	障がい児者の緊急一時保護事業					
内容	介護者が疾病等緊急時やレスパイト（介護者の旅行や休養等）により介護できないとき、一時的に保護することで、障がい児者及び介護者の負担軽減を図ります。 平成29年度から、実施施設を民間施設に変更して実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	利用者数（人）	0	2			
	利用率（％）	0	3.6%			

体系コード	5 - 4 - 3	所管課	保育課・健康推進課・障害者福祉課・教育センター 等			
事業名	発達障がいに関する取組					
内容	1歳6か月健診においてスクリーニングを行い、必要に応じて医療機関やたんぼぼセンター等の療育機関につないでいるほか、心理職の職員が保護者に専門的な助言を行っています。また、子どもの発達の状況に応じて、保育園では保育相談専門員が、幼稚園・小中学校では特別支援教育支援員等が支援を実施しています。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	心理相談（件）	335	516			
	特別支援教育支援員等配置人数 （人）	165	289			
	保育相談実施件数（件）	64	248			

体系コード	5 - 4 - 4	所管課	障害者福祉課			
事業名	たんぼぼセンターにおける児童発達の支援					
内容	身体に障がいのある乳幼児や発達に遅れや偏りのある乳幼児に、早期に適切な療育を行うことで、心身の全体的な発達を助長します。 また、保護者や家族の理解を深めることで適切な子育てができるように支援します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実利用人数（人）	195	198			

体系コード	5 - 4 - 5	所管課	保育課			
事業名	認可保育園における児童発達の支援					
内容	区内全認可保育園で原則2人まで障がい児等の特別な支援を必要とする子どもの受入れを行うとともに、保育相談専門員が巡回することで、対象園児や園、保育士へのサポート体制を確保します。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	確保数（認可園×2名）	132	134			

体系コード	5 - 4 - 6	所管課	障害者福祉課			
事業名	障がい児の移動支援					
内容	「身体障害者手帳」または「愛の手帳」所持者及びそれに準ずる障がい児者が、外出する際、移動を支援することで、通院、通学、社会参加等を促します。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	移動支援提供時間数（時間）	73,328	76,578			
	身体介護を伴う提供時間数（時間）	64,366	67,851			
	身体介護を伴わない提供時間数（時間）	8,962	8,645			

体系コード	5 - 4 - 7	所管課	障害者福祉課			
事業名	障がい児の日中一時支援事業					
内容	「身体障害者手帳」または「愛の手帳」所持者に、特別支援学級等下校後の活動場所を確保するとともに、社会生活に適應するための日常生活訓練や見守りを行うことで、日中監護する者のいない障がい児者等や日常的に介護する家族の休息を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実利用者数（人）	46	43			
	延べ利用件数（件）	1,005	1,121			

体系コード	5 - 4 - 8	所管課	障害者福祉課			
事業名	障がい児のショートステイ事業					
内容	障がい支援区分1以上の障がい児者を、障がい者地域生活支援施設スクラムあらかわで、定員12人の短期入所事業を行い、家族の負担軽減と利用者の自立を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用回数（回）	2,228	2,915			
	利用率（％）	50.9%	66.6%			

体系コード	5 - 4 - 9		所管課	教育センター			
事業名	就学相談						
内容	小学校・中学校の保護者と教育専門家等が、特別な支援を必要とする子どもの可能性を十分発揮できるように、適切な教育の場（通常学級、特別支援学級、特別支援学校）についての相談を実施します。 相談にあたっては、子どもの状況を十分に把握するため、関係機関と連携し、情報を共有するとともに、医師や臨床発達心理士を就学相談委員会の委員に加え、適切な判断を行うほか、入学する学校への効果的な支援方法等についても引き継ぎます。 特別支援学校への就学が適していると判断された児童・生徒が、区立の特別支援学級へ就学するケースや、区立特別支援学級への就学が適切と判断された児童・生徒が通常学級を希望するケースが増えています。今後は、特別支援学級の増設や発達障がい児の増加に伴う特別支援教室の整備など、特別支援教育の様々な教育環境について検討する必要があります。						
計画	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	相談件数（件）	小学校	84	100			
		中学校	66	65			
		合計	150	165			

体系コード	5 - 4 - 1 0	所管課	健康推進課			
事業名	経過観察健診（心理・運動発達）					
内容	身体発育、精神・神経・運動発達に関する所見・相談について、小児科医・小児神経医・理学療法士・臨床心理士・栄養士・保健師等の様々な専門職により経過観察を行います。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	心理相談（件）	392	271			
	経過観察（件）	113	177			

体系コード	5 - 4 - 1 1	所管課	健康推進課・保育課			
事業名	医療的ケア児への対応					
内容	医療的ケア児への訪問支援：医療的ケアが必要な児童が、入院治療から円滑に在宅医療に移行し地域生活が営めるように、東京都重症心身障害児等在宅療育支援事業等と連携して、保健師が訪問支援等を行っています。 小児慢性特定疾病自立支援事業：小児慢性特定疾病に罹患している児と保護者を対象に、児童の自立促進を図るための相談や講演会を行います。令和2年7月以降に開始。 医療的ケア児への保育支援：医療的ケアが必要な未就学児の保育について、居宅訪問型事業（地域保育事業）を活用し、支援しています。また、今後、医療的ケア児の保育園での受入について、検討を進めます。					
計画	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	居宅訪問型事業（人）	1	1			

基本目標 6 困難を抱える若者とその家族への支援

施策 6 - 1 中途退学・若者無業者（ニート）・ひきこもり対策

体系コード	6 - 1 - 1	所管課	就労支援課			
事業名	わかもの就労サポートデスク					
内容	正社員就労を希望する若年者に、相談員が個別相談や個別指導を実施しています。 厚生労働省東京労働局が、平成26年9月に若者の就労を支援する専門ハローワーク「日暮里わかものハローワーク」を、日暮里駅前に設置しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用者数（人）	1,041	1,316			

体系コード	6 - 1 - 2	所管課	就労支援課				
事業名	若者向け就労支援セミナー						
内容	正社員就労を希望する若年者に、適性検査や職場でのコミュニケーション方法などのセミナーを実施しています。						
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
	セミナー延べ参加人数（人）	67	65				

体系コード	6 - 1 - 3	所管課	就労支援課			
事業名	若年無業者就業促進事業					
内容	就業意欲があるが、ひきこもり等の状態にある若年者に対し、個別相談に加えて訪問型支援や合宿型就労訓練を実施しています。また対象者の保護者向けセミナーも実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用者数（人）	85	33			

体系コード	6 - 1 - 4	所管課	健康推進課			
事業名	こころの健康相談					
内容	精神的不安や悩み、思春期のこころの不調等について、専門の精神科医が予防・治療・社会復帰等について相談を受けています。なお、保健師による相談は随時受けています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	実施回数（回）	71	72			
	利用者数（人）	229	257			

体系コード	6 - 1 - 5		所管課	生活福祉課・障害者福祉課・健康推進課 他			
事業名	ひきこもり対策						
内容	各所管課へ本人や家族からひきこもりに関する相談等があった場合には、「仕事・生活サポートデスク」に引き継ぐワンストップ態勢で支援し、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門の資格を持つ相談員が具体的な状況に応じて、適切な支援が受けられるよう関係機関につないでいます。 また、窓口や電話相談から、当事者の会の紹介や情報提供を充実し、関連情報の周知を行うとともに、庁内の連携を図りながら継続して支援を行っています。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひきこもり対策	計画	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施			

体系コード	6 - 1 - 6		所管課	総務企画課・子育て支援課・児童青少年課			
事業名	子ども・若者応援プロジェクト						
内容	若者の社会的自立を図るためには、20歳前後の若者が抱えやすい困難を解決、低減する支援が必要です。特に、里親や児童養護施設退所後の支援やひきこもりなどで社会との接点がない若者に対する新たな支援策の実施に向けた検討を行います。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	応援プロジェクト	計画	検討	検討	実施	実施	実施
		実績	検討	検討			

体系コード	6 - 1 - 7		所管課	子育て支援課・児童青少年課 他			
事業名	若者の居場所事業の検討						
内容	中学校卒業以降になると地域とのつながりが薄くなり、若者の状況を把握することが難しくなります。不登校や中学・高校卒業後の若者が主体的に活動できる場所や気軽に立ち寄り過ごすことができる、家庭・学校に続く第3の居場所をつくることにより、社会に関わっていく若者たちの活動支援、若者同士の交流促進を図るとともに、居場所が困難に対する早期発見や支援機関等につなぐ役割をします。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	若者の居場所事業の検討	計画	検討	検討	検討	検討	検討
		実績	検討	検討			

施策 6 - 2 子どもの非行・犯罪防止

体系コード	6 - 2 - 1	所管課	児童青少年課			
事業名	青少年育成地区委員会連絡協議会					
内容	青少年育成地区委員会連絡協議会は、区内5地区の各地区委員会が地域社会の力を結集し、地域における青少年の健全育成を図ることを目的に設置されている機関です。 役割は、各地区委員会の協議・調整、地区委員会の運営について区との連絡・調整、青少年の表彰等の合同事業を行っており、具体的には、青少年表彰、自然まるかじり体験塾、わがまちあんしん110番等を実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	地区委員会委員数（人）	571	583			

体系コード	6 - 2 - 2	所管課	児童青少年課			
事業名	社会を明るくする運動					
内容	「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動です。 荒川区推進委員会では、国や都の方針を踏まえ、その年の実施要領を審議・決定しています。その要領に基づき、強調月間である7月を中心に、各地区で駅頭・街頭宣伝活動やパレードを実施し、啓発物品やチラシを配布しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	参加者数（人）	769	3,670			
	開催回数（回）	23	25			

施策 6 - 3 若者の自殺予防

体系コード	6 - 3 - 1	所管課	障害者福祉課			
事業名	自殺未遂者への支援					
内容	救命医療機関に搬送された自殺未遂者について、医療機関、関係機関と連携し、本人の病状やニーズを把握し、健康管理、福祉サービス、就労や経済的な支援を行い、自殺の再企図を防ぎます。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	自殺関連相談（件）	9	2			

体系コード	6 - 3 - 2	所管課	障害者福祉課			
事業名	自殺予防のための普及啓発活動					
内容	区役所区民ギャラリー、図書館、首都大学東京健康福祉学部等と連携し、自殺対策特別展示やイベントに出展する他、こころと命のカードの配布、自殺対策講演会を実施し、広く区民に周知を図ります。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	自殺予防講演会参加者数（人）	—	13			

体系コード	6 - 3 - 3	所管課	障害者福祉課			
事業名	自殺予防のための人材養成					
内容	区職員や関係機関職員を対象に「命の門番」ともいえるゲートキーパー研修を実施しており、身近な人のＳＯＳのサインに気づき、必要な機関につなげることができる人材の育成を行います。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ゲートキーパー研修受講者（人）	216	224			

基本目標 7 社会の一員として地域に貢献できる環境づくり

施策 7 - 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

体系コード	7 - 1 - 1	所管課	就労支援課			
事業名	女性の就労支援のための取組					
内容	就労を希望する女性に、仕事と子育ての両立を考えるセミナーや社会保険等の基礎知識を学ぶセミナー、ＰＣの基礎技術を身につける講座などを実施しています。また相談窓口を設置し、仕事と家庭の両立の相談や、ブランクの不安解消のための支援を行っています。 厚生労働省東京労働局が、平成26年9月に子育て中の女性の就労を支援する専門ハローワーク「マザーズハローワーク日暮里」を、日暮里駅前に設置しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	女性向け就労支援セミナー延べ参加者数（人）	54	76			

体系コード	7 - 1 - 2	所管課	総務企画課			
事業名	男女共同参画啓発					
内容	各種講座・講演の実施や情報誌・啓発チラシ等の作成・配布等により、地域における男女共同参画社会の意識啓発に努めています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	講座回数（回）	3	6			

体系コード	7 - 1 - 3	所管課	健康推進課			
事業名	両親学級（父親への育児支援）					
内容	初めて親となる方を対象に、育児問題解決能力や夫婦の子育てにおける協働意識の向上を図るため、両親学級を実施しています。 父になる方を対象に沐浴実習、妊婦体験を行うとともに、心理士による「子どもの泣きと夫婦間のコミュニケーション」に関する講話により、夫婦間協力についても考える機会となっています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	両親学級回数（回）	—	16			
	参加者延べ人数（人）	—	239			

体系コード	7 - 1 - 4		所管課	子育て支援課			
事業名	育児休業制度の周知						
内容	育児・介護休業法では、1歳未満の子を養育するにあたり、保護者は就業先に申し出ることにより育児休業を取得でき、就業先は当該育児休業申出を拒むことができないこととなっています。ニーズ調査結果では、両親がフルタイムの世帯における女性の育児休業取得率は8割を超えていますが、男性の取得率は1割に満たない状況です。男性の育児休業取得を促すよう、制度の周知を図っていきます。						
実施状況	各年3月31日現在		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	育児休業制度の周知	計画	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施			

施策 7 - 2 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

体系コード	7 - 2 - 1	所管課	生涯学習課			
事業名	中高生リーダー養成講座					
内容	中学生・高校生を対象に地域のリーダーとしての資質向上を目指し、レクリエーションの実践方法やプログラム企画等を学ぶ講座を実施しています。					
実施状況	各年3月31日現在	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ参加者数（人）	10	—			

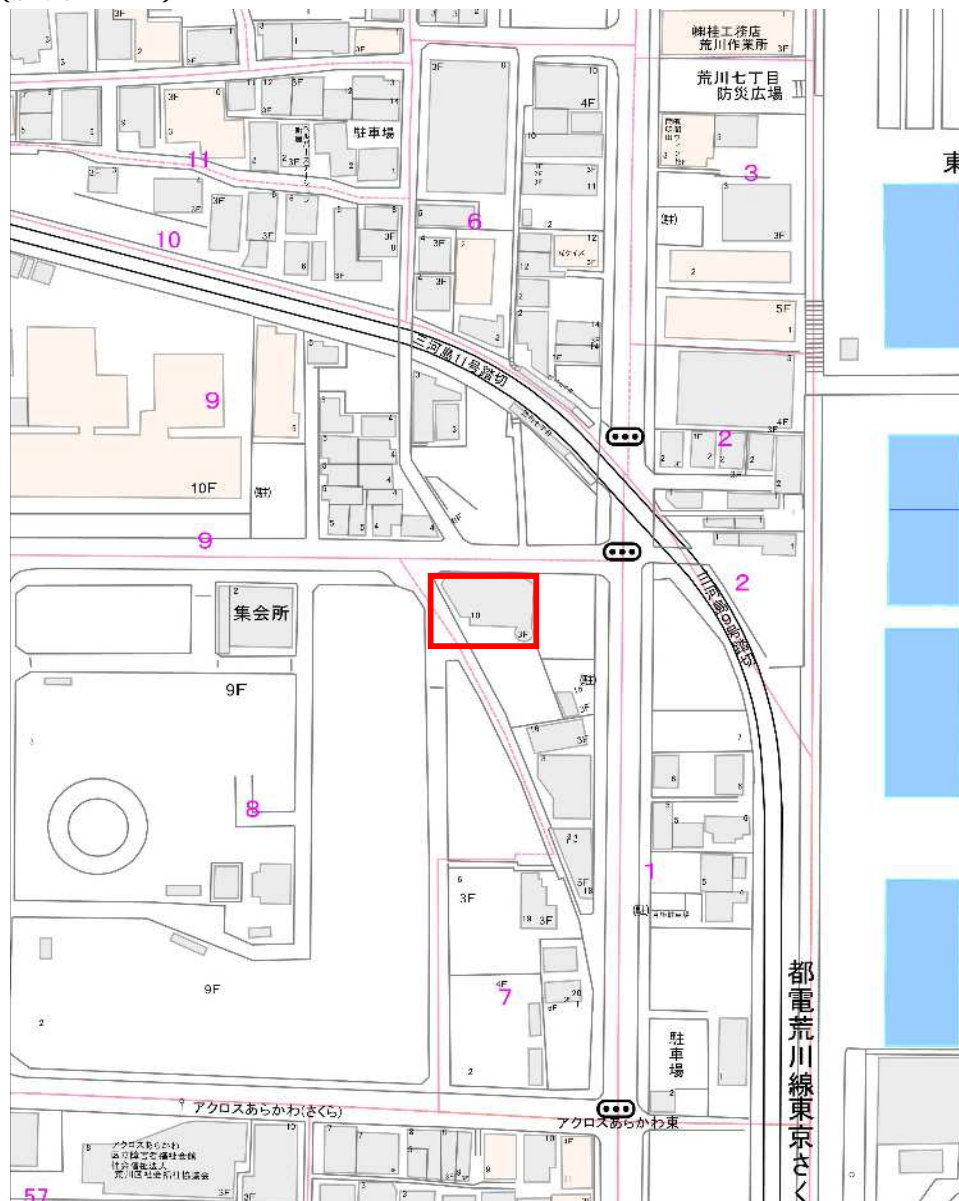
令和4年10月19日
令和4年度第2回
荒川区子ども・子育て会議

令和5年度新規認可保育所の利用定員について

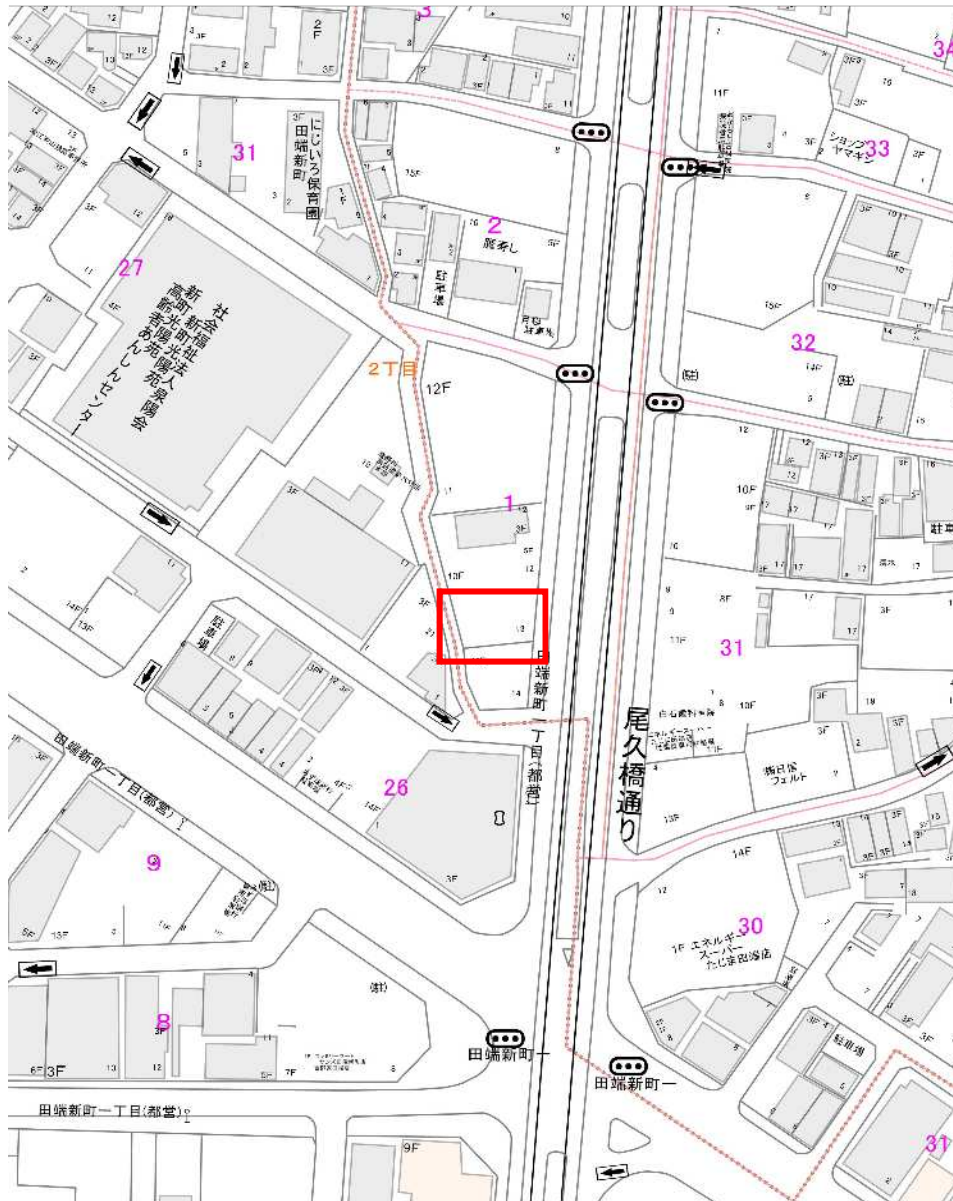
令和5年度新規認可保育所の利用定員（2園）

地域	区分	開設時期	園名	所在地	利用定員（予定）					
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	定員計
荒川	私立	令和5年4月	黒川幼稚舎	荒川7-7-10	-	-	-	19	38	57
東尾久	私立	令和5年4月	MIRATZ東尾久保育園	東尾久4-1-13-1F	3	8	8	-	-	19

黒川幼稚舎（荒川7-7-10）



MIRATZ東尾久保育園（東尾久4-1-13-1F）



資料3

令和4年10月19日
令和4年度第2回
荒川区子ども・子育て会議

令和5年度認可保育所、認証保育所及び家庭福祉員の利用定員一覧

令和5年度認可保育所等一覧（67園）

地域	区分	園名	所在地	令和5年度利用定員（予定）					定員計
				3号認定			2号認定		
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	
南千住 （15園）	区立	第二南千住保育園	南千住2-21-6	13	24	24	24	52	137
	私立	南千住駅前保育所おひさま保育園	南千住4-3-2	8	8	8	8	16	48
	私立	コンビプラザ南千住保育園	南千住4-9-1 1F	5	7	7	7	14	40
	公設民営	南千住さくら保育園	南千住4-9-4	12	18	20	20	40	110
	私立	ういず南千住駅前保育園	南千住5-23-14	6	8	10	12	24	60
	私立	太陽の子わかば保育園	南千住5-44-16	3	10	12	-	-	25
	公設民営	南千住保育園	南千住6-35-3	9	25	25	30	70	159
	私立	家庭的保育室スノードロップ（家庭的保育）	南千住6-50-3	1	1	3	-	-	5
	公設民営	南千住七丁目保育園	南千住7-20-13	12	15	24	30	70	151
	私立	ぼけっとランド南千住瑞光保育園	南千住7-30-1	-	23	24	24	50	121
	公設民営	汐入とちのき保育園	南千住8-3-3	15	19	20	20	36	110
	私立	にじの樹保育園	南千住8-5-2	9	20	24	29	78	160
	公設民営	はなみずき保育園	南千住8-5-5	9	18	18	24	50	119
	区立	汐入こども園（保育園部分）	南千住8-9-3	12	15	24	25	54	130
私立	にじの森保育園	南千住8-13-1	12	30	30	30	60	162	
荒川 （10園）	私立	おはな保育室(家庭的保育)	荒川1-37-4	1	2	2	-	-	5
	私立	キッズあおぞら保育園	荒川2-1-5 2F	6	12	12	15	30	75
	私立	仁風保育園	荒川2-41-1	12	15	20	21	42	110
	私立	ドン・ボスコ保育園	荒川3-11-1	9	30	34	38	80	191
	区立	三河島保育園	荒川3-54-1	9	16	23	23	49	120
	私立	タムスわんぱく保育園荒川	荒川5-31-7 3・4F	-	10	12	15	30	67
	区立	荒川保育園	荒川5-50-15	9	10	14	20	43	96
	私立	黒川幼稚舎【長時間・保育園部分】（新）	荒川7-7-10	-	-	-	19	38	57
	私立	まなびの森保育園町屋	荒川7-41-8	6	10	11	11	22	60
	区立	荒川さつき保育園	荒川8-25-4	9	12	17	20	52	110
町屋 （7園）	私立	町屋保育園	町屋1-35-9	9	25	28	28	60	150
	私立	グローバルキッズ町屋保育園	町屋2-2-15	6	10	11	11	22	60
	私立	ういず町屋保育園	町屋2-10-3	6	8	10	12	24	60
	私立	ワタナベ学園【長時間・保育園部分】（別園含む）	町屋2-15-5（本園）	6	16	18	16	32	88
	私立	上智厚生館保育園（分園含む）	町屋4-9-10（本園）	15	35	40	40	80	210
	区立	原保育園	町屋5-11-16	9	14	16	22	44	105
	私立	尾久隣保館保育園	町屋6-28-11	12	26	38	38	76	190

令和5年度認可保育所、認証保育所及び家庭福祉員の利用定員一覧

令和5年度認可保育所等一覧（67園）

地域	区分	園名	所在地	令和5年度利用定員（予定）					
				3号認定			2号認定		定員計
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	
尾久 （14園）	私立	AIAI NURSERY新三河島	東尾久1-1-4 3・4F	6	12	12	15	30	75
	区立	東尾久保育園	東尾久2-28-3	-	9	15	20	45	89
	私立	ピノキオ幼児舎東尾久保育園	東尾久3-27-7	6	8	9	9	18	50
	私立	MIRATZ東尾久保育園（小規模保育）（新）	東尾久4-1-13 1F	3	8	8	-	-	19
	私立	至誠会第二保育園	東尾久5-34-6	18	27	32	27	56	160
	区立	熊野前保育園	東尾久8-23-9	3	12	16	21	52	104
	私立	西尾久保育園	東尾久8-45-24	12	24	26	26	52	140
	私立	大空と大地のなーさりい荒川西尾久園	西尾久1-28-10	6	10	12	14	28	70
	私立	小台ここわ保育園	西尾久3-21-12 2F	6	12	12	13	26	69
	区立	西尾久みどり保育園	西尾久4-6-19	-	10	12	16	36	74
	私立	オレンジナーサリー（分園含む）	西尾久4-27-1 1F（本園）	8	7	12	17	17	61
	私立	小台橋保育園	西尾久6-9-7	12	24	26	30	62	154
	私立	子供の家愛育保育園	西尾久7-26-4	6	15	18	20	43	102
	公設民営	上尾久保育園	西尾久8-10-12	11	15	18	18	38	100
日暮里 （21園）	私立	なかよし保育園	東日暮里1-17	6	8	8	8	16	46
	区立	第二東日暮里保育園	東日暮里1-17-21	12	13	19	24	48	116
	私立	かんかんもり保育園（小規模保育）	東日暮里2-15-7 1F	-	6	6	-	-	12
	私立	タムスわんぱく保育園東日暮里	東日暮里3-9-10	9	15	18	20	40	102
	私立	タヤけこやけ保育園	東日暮里3-11-19	12	20	24	30	70	156
	私立	フレンズ保育園（小規模保育）	東日暮里3-11-26	3	6	6	-	-	15
	私立	ういず東日暮里保育園	東日暮里4-11-6	6	12	13	13	26	70
	私立	グローバルキッズ東日暮里園	東日暮里5-16-3 1・2F	6	14	15	15	30	80
	私立	ポポラー東京東日暮里園	東日暮里6-1-1 2F	3	12	12	12	24	63
	私立	まなびの森保育園三河島	東日暮里6-2-14 5F	6	10	11	11	22	60
	私立	聖華ひなた保育園	東日暮里6-28-13	6	17	19	20	40	102
	私立	AIAI NURSERY西日暮里一丁目	西日暮里1-1-1 2F	4	6	10	10	20	50
	私立	ハローフレンズ保育園（小規模保育）	西日暮里1-57-13	4	4	5	-	-	13
	私立	日暮里保育園	西日暮里2-2-7	12	22	26	30	60	150
	私立	グローバルキッズ日暮里駅前保育園	西日暮里2-22-1 3F	10	20	20	-	-	50
	私立	日暮里きらきら保育園	西日暮里2-30-4 1～4F	6	8	9	9	18	50
	私立	さくらさくみらい西日暮里	西日暮里4-10-12	6	12	12	16	32	78
	区立	ひぐらし保育園	西日暮里5-35-9	9	11	14	20	46	100
	私立	上智聖ローザ保育園	西日暮里6-7-1	6	14	16	22	44	102
	私立	まなびの森保育園西日暮里	西日暮里6-21-1	6	10	11	11	22	60
	区立	西日暮里保育園	西日暮里6-25-3	10	25	25	25	50	135
合計				489	950	1,106	1,174	2,449	6,168

令和5年度認可保育所、認証保育所及び家庭福祉員の利用定員一覧

令和5年度認証保育所一覧（8園）

地域	区分	園名	所在地	令和4年度定員（予定）					
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	
南千住 （1園）	A型	ぼけっとランド南千住	南千住5-29-10	9	12	12	-	-	33
荒川 （1園）	B型	かがや保育園	荒川1-37-4	6	6	6	-	-	18
町屋 （1園）	B型	カナリヤ保育園	町屋1-35-9	6	7	6	-	-	19
尾久 （2園）	A型	みるく保育園	東尾久6-9-4-1F	6	8	8	-	-	22
	B型	あっぱる園	西尾久1-31-14-1F	6	6	7	-	-	19
日暮里 （3園）	A型	花さと保育園	東日暮里5-42-10-203	6	9	9	3	3	30
	B型	キッズステーションのびのび保育室	西日暮里4-13-7	9	5	5	-	-	19
	B型	キッズガーデン保育園	東日暮里3-9-21-1F	6	6	7	-	-	19
合計				54	59	60	3	3	179

令和5年度家庭福祉員一覧（17名）

地域	区分	園名	所在地	令和4年度定員（予定）			
				0歳児～2歳児	3歳児	4歳児以上	
南千住 （1名）		沖 由起子	南千住3丁目	2	-	-	2
荒川 （2名）		西田 清美	荒川1-3-4	5	-	-	5
		木口 恵利	荒川7-24-6	3	-	-	3
尾久 （3名）		中根 文子	東尾久2-4-7-101	5	-	-	5
		腰越 克美	東尾久3丁目	2	-	-	2
		大野 美由紀	東尾久6-16-5	3	-	-	3
日暮里 （11名）		内門 紀子	東日暮里2丁目	4	-	-	4
		望月 裕美	東日暮里3丁目	5	-	-	5
		関口 光子	東日暮里3-15-16	3	-	-	3
		中村 明子	東日暮里3-37-2	3	-	-	3
		木村	東日暮里6丁目	3	-	-	3
		美内	東日暮里6-34-5	2	-	-	2
		岩下 祥子	東日暮里4-5-12	2	-	-	2
		（非公開）	西日暮里1丁目	2	-	-	2
		浅見 亜由美	西日暮里5-10-12	2	-	-	2
		山田 桂子	西日暮里5-11-1	3	-	-	3
		橋本 恵理子	東日暮里3-9-21-1F	3	-	-	3
合計				52	0	0	52

資料4

令和4年10月19日
令和4年度第2回
荒川区子ども・子育て会議

令和5年度幼稚園等募集人数一覧

1 区立幼稚園等

(単位：人)

No.	施設名	募集予定人数				定員
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
1	南千住第二幼稚園	—	30	24	20	74
2	南千住第三幼稚園	—	35	30	26	91
3	町屋幼稚園	—	35	25	26	86
4	花の木幼稚園	—	35	25	18	78
5	尾久幼稚園	—	35	23	28	86
6	尾久第二幼稚園	—	35	28	21	84
7	日暮里幼稚園	—	35	21	13	69
8	東日暮里幼稚園	—	35	26	26	87
9	汐入こども園（短・中時間）	—	10	33	33	76
計		—	285	235	211	731

2 私立幼稚園等

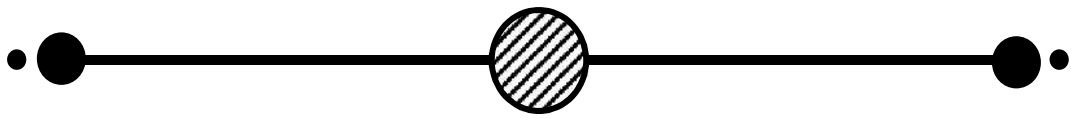
(単位：人)

No.	施設名	募集予定人数				募集定員
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
1	北豊島幼稚園	—	70	11	0	81
2	真成幼稚園	—	30	若干名	0	30
3	道灌山幼稚園	—	90	若干名	若干名	90
4	友の季ひまわり幼稚園	10	55	8	若干名	73
5	ワタナベ学園（認定こども園）	—	14	2	2	18
6	黒川学園幼稚舎	—	19	1	0	20
計		10	278	22	2	312
総計		10	563	257	213	1,043

区立幼稚園の4・5歳児は、途中入園の状況により変更する可能性がある。

新制度に移行しない私立幼稚園は、利用定員設定の必要がないため、今後予定する想定園児数である。

令和 3 年度事業概要



荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）

本文中、法律名の記載のない条文は、児童福祉法である。

目 次

荒川区について

- 1 荒川区の総人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 荒川区の児童人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

基礎自治体の児童相談所として

- 1 区における児童相談所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 荒川区子ども家庭総合センターについて・・・・・・・・ 7
 - (1) 所在地
 - (2) 組織及び事務分掌
 - (3) 利用案内
 - (4) 主な事業
- 3 荒川区子ども家庭総合センターで取り扱う児童相談・援助・・・・・・・・ 1 1
 - (1) 相談の種類
 - (2) 援助の種類
 - (3) その他
- 4 相談の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

荒川区子ども家庭総合センター事業概要

- 1 全国及び東京都の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
 - (1) 相談受理件数の推移
 - (2) 児童虐待相談対応件数の推移
- 2 荒川区子ども家庭総合センターの相談受付状況・・・・・・・・ 2 1
 - (1) 経路別受付状況
 - (2) 相談内容別受付状況
 - (3) 男女別・年齢別受付状況
 - (4) 児童虐待に対する児童相談所としての対応
 - (5) 警察からの児童通告
- 4 一時保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
 - (1) 一時保護所における一時保護
 - (2) 一時保護委託
- 5 社会的養育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
 - (1) 社会的養育とは

(2) 社会的養育の状況

6 基礎自治体の児童相談所としての事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2

(1) 2 4 時間 3 6 5 日体制

(2) ショートステイ事業

(3) 関係諸機関、地域との連携

(4) 学校・教育委員会との連携

荒川区について



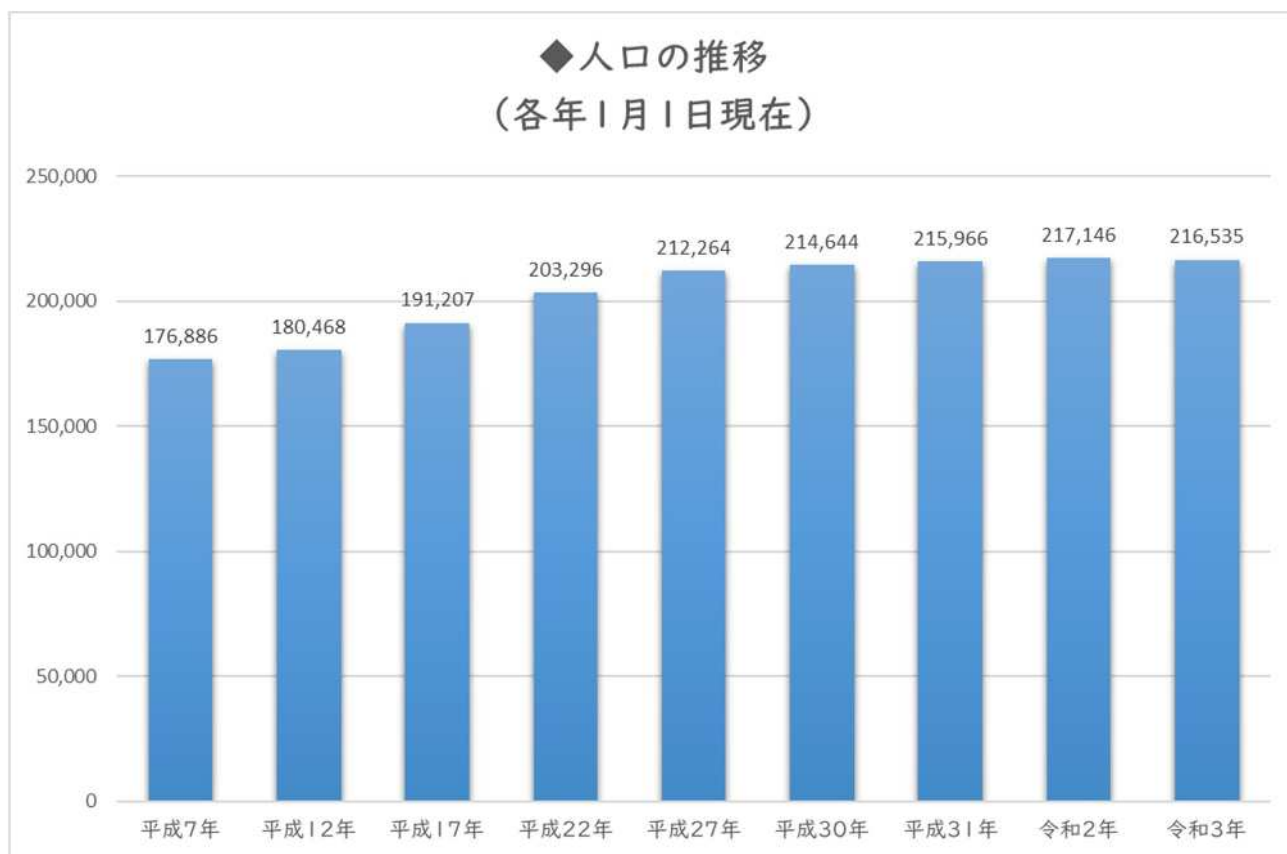
荒川区について

荒川区は23区の北東部に位置し、区の北東部には隅田川が流れ、東西に都電が走る下町情緒あふれる街です。同時に都心への交通利便性が高く、駅前等を中心に高層マンションも増え、近年、人口が増え続けていましたが、令和3年度については、微減しました。

- 面積 10.16km²
 - 世帯数 117,153世帯
 - 人口 216,535人
- いずれも令和3年1月1日現在

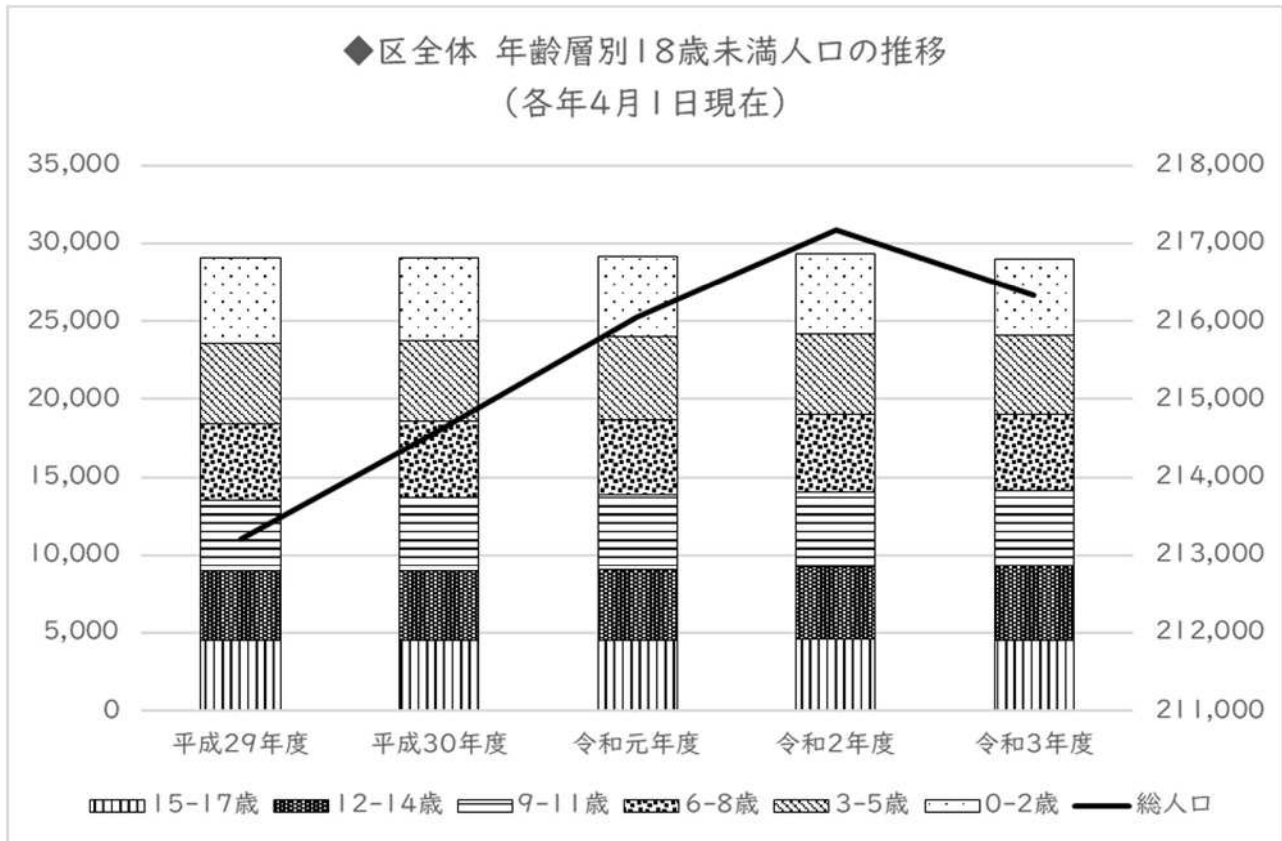
1 荒川区の総人口の推移

荒川区の人口は平成7年に、最小となる176,886人を記録しましたが、その後は増加に転じ、平成22年以降は20万人を超え、令和3年1月1日現在で216,535人となっています。



2 荒川区の児童人口

荒川区の児童人口は、近年の総人口の増加に伴い、微増している状況でしたが、令和3年度については、微減しました。



	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
15-17 歳	4,476	4,502	4,549	4,607	4,533
12-14 歳	4,521	4,439	4,510	4,625	4,765
9-11 歳	4,547	4,735	4,816	4,819	4,812
6-8 歳	4,835	4,882	4,827	4,935	4,927
3-5 歳	5,211	5,156	5,306	5,239	5,088
0-2 歳	5,481	5,394	5,160	5,123	4,880
0-5 歳	10,692	10,550	10,466	10,362	9,968
6-14 歳	13,903	14,056	14,153	14,379	14,504
合計：0-17 歳	29,071	29,108	29,168	29,348	29,005
平成 29 年度と比較した増加率	-	0.13%	0.33%	0.95%	0.23%
総人口	213,203	214,603	216,063	217,167	216,335

基礎自治体の児童相談所として ●——●——●

基礎自治体の児童相談所として

荒川区では、未来社会の守護者である子どもを自分たちで守るとし、これまで以上に子どもや家庭に対する切れ目ない相談体制を整備するために、令和2年4月にそれまでの「子ども家庭支援センター」機能と児童相談所機能を併せ持った「子ども家庭総合センター」を開設しました。同年7月からは児童相談所業務を開始し、区民に身近な基礎自治体として、子どもと子どもを取り巻く課題の解決に力を発揮できると共に、これまで以上に地域に近く、寄り添った支援体制を構築しています。また、困難な事例に対しては、児童相談所としての法的権限を行使し、厳しい対応を取ることで、子どもの安全・安心を守ることができるようになりました。

1 区における児童相談所の設置（荒川区子ども家庭総合センターの沿革）

特別区が児童相談所を設置できるようになり、荒川区子ども家庭総合センターにおいて児童相談所業務を開始するに至った経緯は、次のようになっています。

H20.6	都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について区へ移管する方向で検討することで一致。
H24.2	児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置し、都区の現行の役割分担の下での課題と対応策及び児童相談行政の体制のあり方について検討を開始。
H25.11	区長会総会で、区側で検討した「特別区児童相談所移管モデル」を了承。都に検討の再開を申し入れ。
H28.3.10	国の社会保障審議会児童部会に設置された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」の中で、「原則として中核市及び特別区には児相相談所機能をもつ機関の設置を求め（以下略）」と記述。
H28.3.29	国は「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」という改正を含めた「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定。
H28.5	「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、政令で定める特別区が児童相談所を設置することが可能になる。
H29.2.	区長会総会で、世田谷区、荒川区、江戸川区の3区をモデル的確認実施区と

して、計画案の確認作業を開始する。

H30.11 3区（世田谷区・荒川区・江戸川区）と厚生労働省との間で、児童相談所設置市の政令指定に向けた協議を開始。また、3区と各所管児童相談所との間で、ケースの引継ぎに関する協議を開始。

H31.3 3区と都の所管部署との間で、児童相談所設置市事務の引継ぎを開始。

R1.8.30 荒川区を児童相談所設置市に指定する政令が公布。

R2.4.1 荒川区子ども家庭総合センターを開設。

R2.7.1 荒川区子ども家庭総合センターにおいて、児童相談所業務を開始。



荒川区のシンボルキャラクター
あら坊と妹のあらみい

2 荒川区子ども家庭総合センターについて

(1) 所在地

住所 荒川区荒川 1 - 50 - 17

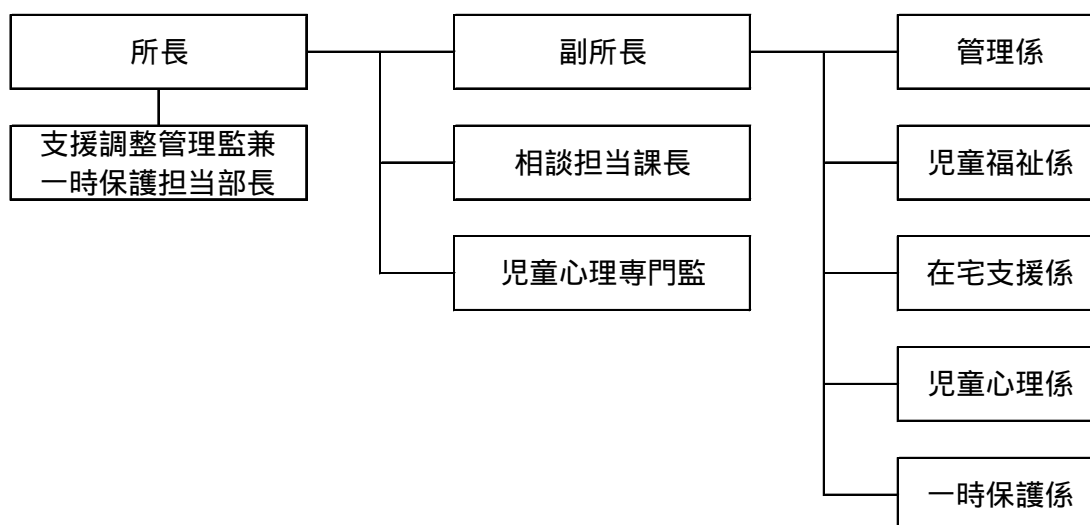
電話 03 - 3802 - 3765 ファックス 03 - 3802 - 3787



- アクセス ・JR常磐線「三河島」駅下車 徒歩9分
- ・都電荒川線「荒川区役所前」停留所下車 徒歩4分
- ・都営バス「荒川区役所前」停留所下車 徒歩3分
- ・コミュニティバスさくら「荒川区役所」停留所下車 徒歩3分

(2) 組織及び事務分掌

荒川区子ども家庭総合センターは、以下のような体制で運営しています。



(令和4年4月1日現在)

係ごとの主な業務は次の通りです。

管理係	・ 予算、決算、庁舎管理等、課の庶務 ・ 措置費関連事務 等
児童福祉係	・ 虐待、非行、障害についての相談対応、指導等 ・ 児童虐待の防止に関すること 等
在宅支援係	・ 養育、育成上の相談対応、支援等 ・ 里親支援事業に関すること 等
児童心理係	・ 医学診断及び治療指導に関すること ・ 心理診断及び治療指導に関すること 等
一時保護係	・ 一時保護中の生活指導、学習指導、行動観察、行動診断等 ・ 一時保護中の健康管理 等

(3) 利用案内

次のような相談をお受けしています。

荒川区子ども家庭総合センターは、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく専門の相談機関です。

下記の相談内容は一例です。ご相談内容によっては他の専門機関をご紹介します場合もあります。

【保護者からの相談】

- 急な病気で子どもを育てられない
 - 子どもを施設や里親に預けたい
 - 子育ての協力者がいない
 - 子どもが家出したり無断で外泊したりする
 - 子どもが家族に暴力を振るう
 - 子どもがお金を払わず店の商品を持ち帰る
 - 人見知りや夜泣きがひどい
 - 友達と仲良く遊べない
 - 不登校や思春期で困っている
 - しつけの仕方が分からない
 - 子どもをかわいいと思えない
 - イライラして子どもにつらくあたってしまう
 - 愛の手帳（知的障害者手帳）の手続きをしたい
- など

【子どもからの相談】

- 家に帰るのが怖い
- 学校に行きたくない
- 友達にいじめられる など

相談のすすめ方

荒川区子ども家庭総合センターでは、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師など専門スタッフが相談にあたります。

- 調査や検査をもとにして、安定した子育てができるように話し合います。
- 必要に応じて、学校などの関係機関と連携し、ご家庭を支援します。
- 必要に応じて、お子さんを一時的にお預かりしたり、児童福祉施設への入所を調整します。

相談受付時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15(土日・祝日・年末年始除く)

来所相談には原則として事前予約が必要です。

(4) 主な事業

荒川区子ども家庭総合センターでは、子どもと家庭を支援する様々な事業を実施しています。代表的な事業を記載していますが、このほかにも子育てを支援する多くの事業があり、区内の関係各所と連携して、荒川区の子どもを守っています。

里親制度

様々な理由により保護者と一緒に生活することができない子どもを、家族の一員として家庭に迎える「里親制度」を推進しています。

里親に関心のある方、詳しい説明を聞いてみたい方には、個別相談会を開催しています。
詳しくはお問い合わせください。

その他、里親の推進に関する様々な事業を実施しています。随時、区報やホームページでお知らせします。

ショートステイ

保護者の病気、出産、育児疲れ等により、中学３年生までの子どもの養育が一時的に困難となった場合に、宿泊又は日帰りでご利用いただけます。

乳児院や児童養護施設などでお預かりする場合と、区内の協力家庭でお預かりする場合があります。お預かりしている間も園や学校に通うことができ（乳児院を除く）、原則 7 日以内の利用で、所得に応じて生活費と食事代の本人負担があります。

また、2歳から中学3年生の子どものショートステイを実施する「協力家庭」も募集しています。

電話相談窓口

24時間365日利用できる電話相談窓口を開設しています。通話料は無料です。

○あらかわキッズ・マザーズコール24

妊娠・出産・育児の悩みを看護師等の専門スタッフがお受けしています。妊娠中の方又は18歳未満の子どもがいる保護者が対象です。

○児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いち・はや・く）

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、児童虐待の防止等に関する法律第6条により、速やかに児童相談所等に連絡する義務があります。相談者とその内容に関する秘密は守られますので、以下のようなときには、すぐにお電話ください。

- ・ あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら...
- ・ 子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう...
- ・ 近くに子育てに悩んでいる人がいる... など

3 荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）で取り扱う児童相談・援助

荒川区子ども家庭総合センターでは、様々な相談に対応しています。子どもの虐待の件数は全国的にみて、年々増加傾向にあり、荒川区でも児童相談所業務開始後の相談内容の動向を注視し、必要な施策を展開していく必要があります。

ここでは、子ども家庭総合センターで受け付ける相談の種類を法的に分類します。また、法的な援助の種類についても多岐にわたっており、それらについても分類します。

（１）相談の種類

相談区分		内 容
養護相談		虐待相談、養育困難相談（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等） 迷子等に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談 （乳児、虚弱児、疾病等に関すること等）
障害相談		知的障害相談（愛の手帳の相談含む） ことばの遅れ相談 肢体不自由相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談
非 行 相 談	ぐ犯等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為 １、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為 ２があったとして警察署から第２５条による通告又は少年法第６条の６による送致のあった児童、犯罪少年 ３に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育 成 相 談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙 ４、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れに関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談

- 1 ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。
- 2 触法行為：14歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為をいいます。
- 3 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。
- 4 緘黙（かんもく）：話す能力があるにも関わらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

（２）援助の種類

措置によるもの

区 分	内 容
訓戒・誓約書の提出 （２７条１項１号）	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる。
児童福祉司指導 （２６条１項２号） （２７条１項２号） （虐待防止法１１条１項）	・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導。 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導。
児童委員指導 （２７条１項２号）	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
福祉事務所送致等 （２６条１項４号）	・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合。 ・助産施設、母子生活支援施設、保育所の利用等を要すると認められる場合。 ・15歳以上の児童について、身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、授産施設に入所させることが適当であると認められる場合。
里親委託 （２７条１項３号）	養子縁組を目的とせず一定期間養育する「養育家庭」、障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する「専門養育家庭」、養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」、保護者が行方不明等の状態にある児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童の養育を委託する。

区 分	内 容
小規模住居型児童養育事業 委託（２７条１項３号）	一定の要件を備えた養育者の住居で５～６人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する。
児童福祉施設等入所 （２７条１項３号） （２７条の２）（３１条）	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
指定発達支援医療機関委託 （２７条２項）	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。
家庭裁判所送致 （２７条１項４号） （２７条の３）	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。 少年法第３条第２項、６条７項
家庭裁判所家事審判請求 （２８条） （３３条の７・８・９）	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管理権喪失の請求（民法８３４条・８３５条）、未成年後見人選任（８４０条）・解任（８４６条）の請求を行う。

措置によらないもの

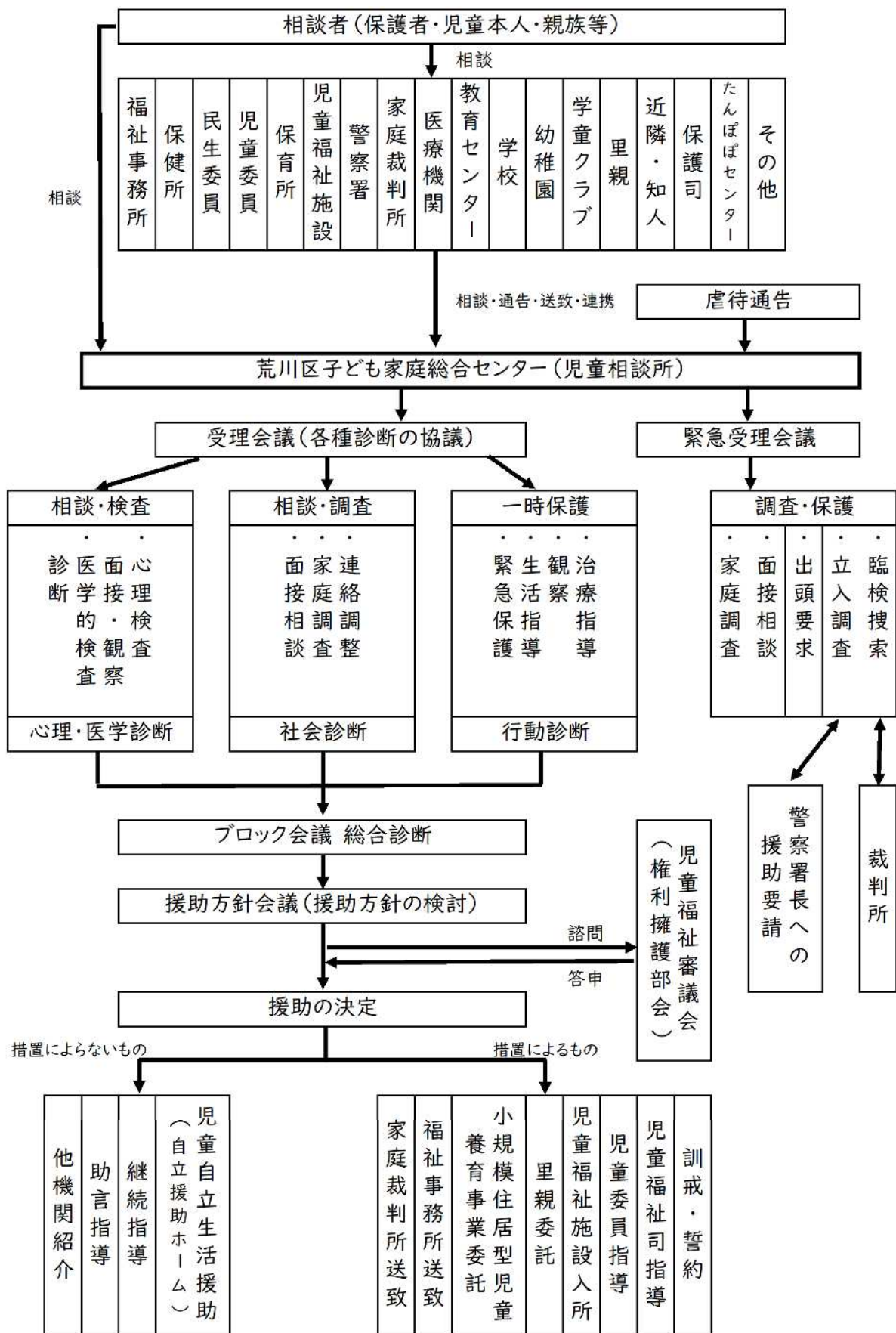
区 分	内 容
助言指導 （１１条１項２号二）	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されと考えられる場合の指導。愛の手帳の判定、電話相談による助言など。
継続指導 （１１条１項２号二）	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
他機関あっせん・紹介 （１１条１項２号二）	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
児童自立生活援助 （３３条の６）	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込みがあったときは「自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う。

(3) その他

区 分	内 容
意見付与 (24 条の 3 第 3 項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
立入調査 (29 条) (虐待防止法 9 条 1 項)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、又は保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必要があると認めた時は、児童相談所長は児童委員又は児童福祉司をして、児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる。 正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある。(61 条の 5)
一時保護・一時保護委託 (33 条 1 ～ 10 項) (虐待防止法 8 条)	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法 12 条)	虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に、虐待を行った保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令 (虐待防止法 12 条の 4)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近に付きまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる。(虐待防止法第 18 条に罰則規定がある)
同居児童の届け出 (30 条)	4 親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、届出義務を課し、虐待や人身売買のような子どもの権利侵害が発生しないよう児童の保護を図る。
所長の親権代行 (33 条の 8 の 2)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
再出頭要求 (虐待防止法 9 条の 2)	保護者が上記の出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

区 分	内 容
臨検・搜索 （虐待防止法９条の３）	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所もしくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

4 相談の流れ



【児童相談所の会議】

【受理会議】

児童相談所で受け付けた相談事例について、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、調査及び診断の方針、判定、一時保護の要否等を検討し、最も適切で効果的な相談援助方法を検討するために開かれる会議です。虐待通告等緊急対応を要する場合は、安全確認の時期や方法の検討も含めた緊急受理会議を開催します。

【ブロック会議】

児童の援助方針に関する基礎的な協議単位（地域別）であり、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、受理ケースの情報の共有化を図り、ケースの援助の提案に至るまでの各診断の進め方や、援助方針について意見を出し合い検討するために開かれる会議です。

【援助方針会議】

調査、診断、判定等の結果に基づき、その児童、保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を作成、確認するために開かれる会議です。また、措置の決定等緊急に援助方針を要する場合は、緊急援助方針会議を開催します。



荒川区子ども家庭総合センター事業概要



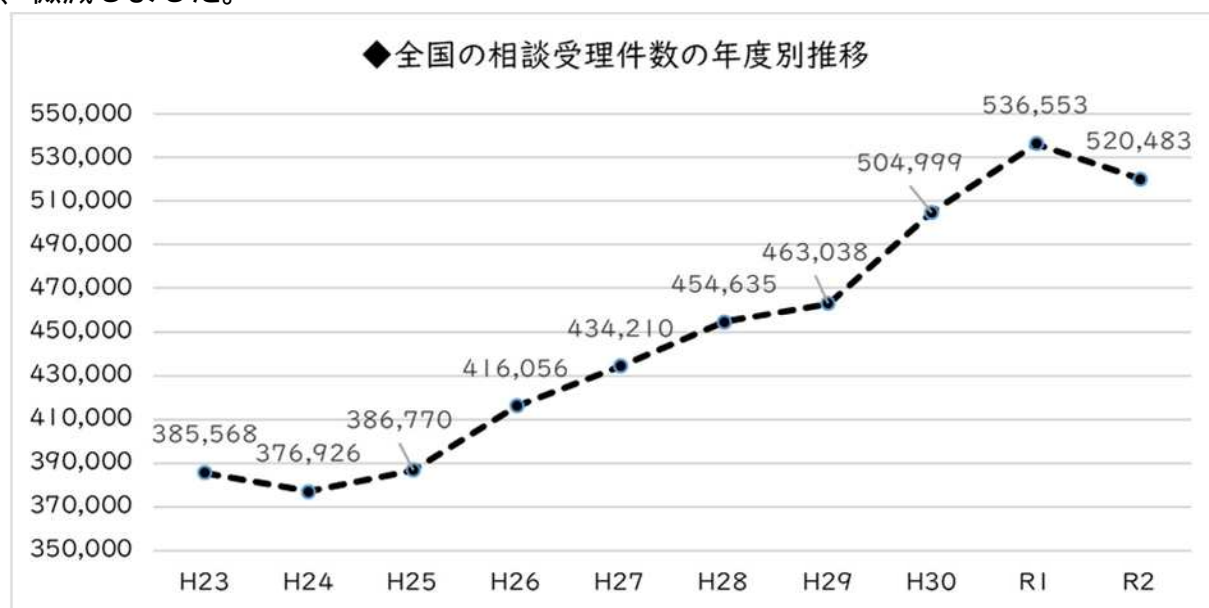
荒川区子ども家庭総合センター事業概要

荒川区子ども家庭総合センターは、令和2年7月に児童相談所業務を開始し、児童相談所としての統計を取り始めました。そのため、令和2年度の統計は、令和2年7月から令和3年3月までの9か月分の数値となっています。

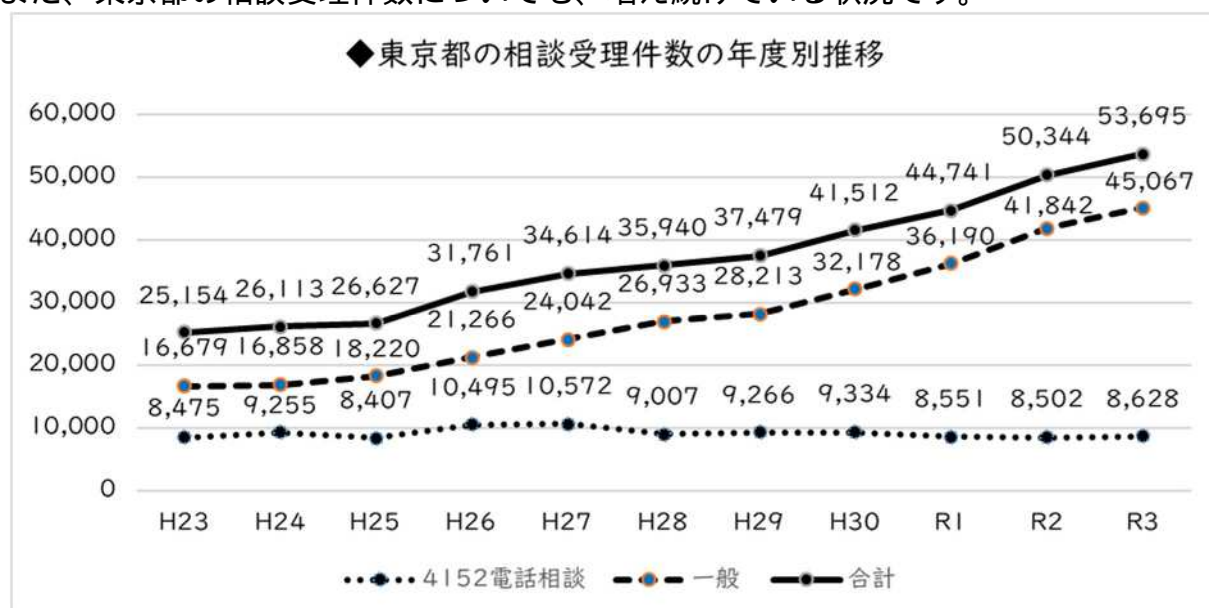
1 全国及び東京都の状況

(1) 相談受理件数の推移

全国の相談受理件数の推移は、下図のとおり増加傾向にあります。令和2年度については、微減しました。

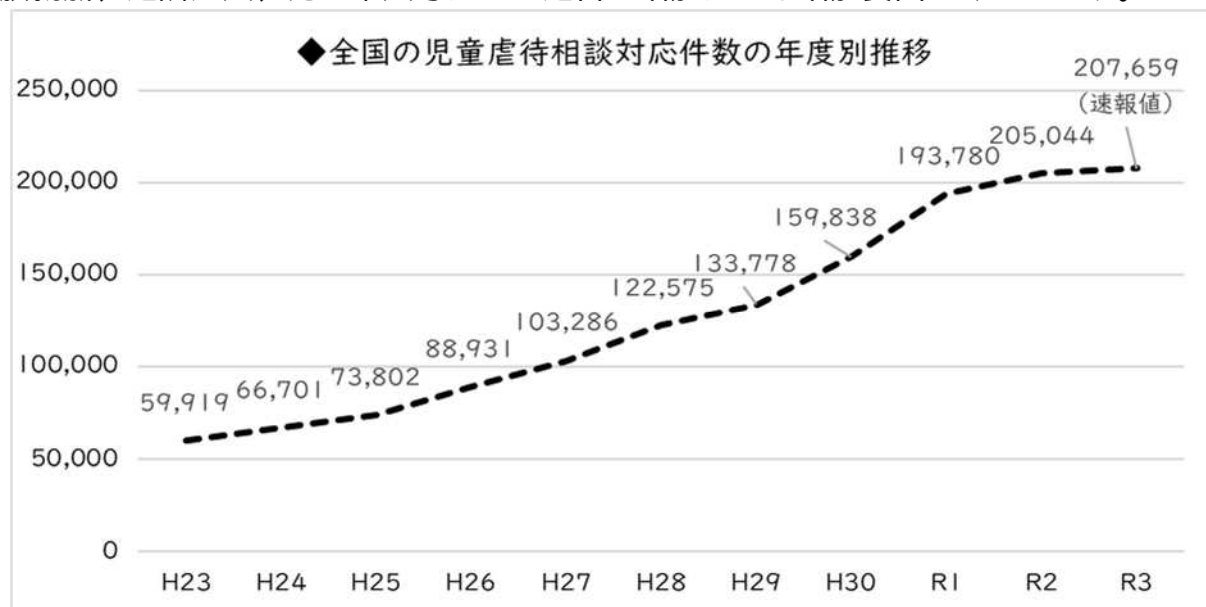


また、東京都の相談受理件数についても、増え続けている状況です。

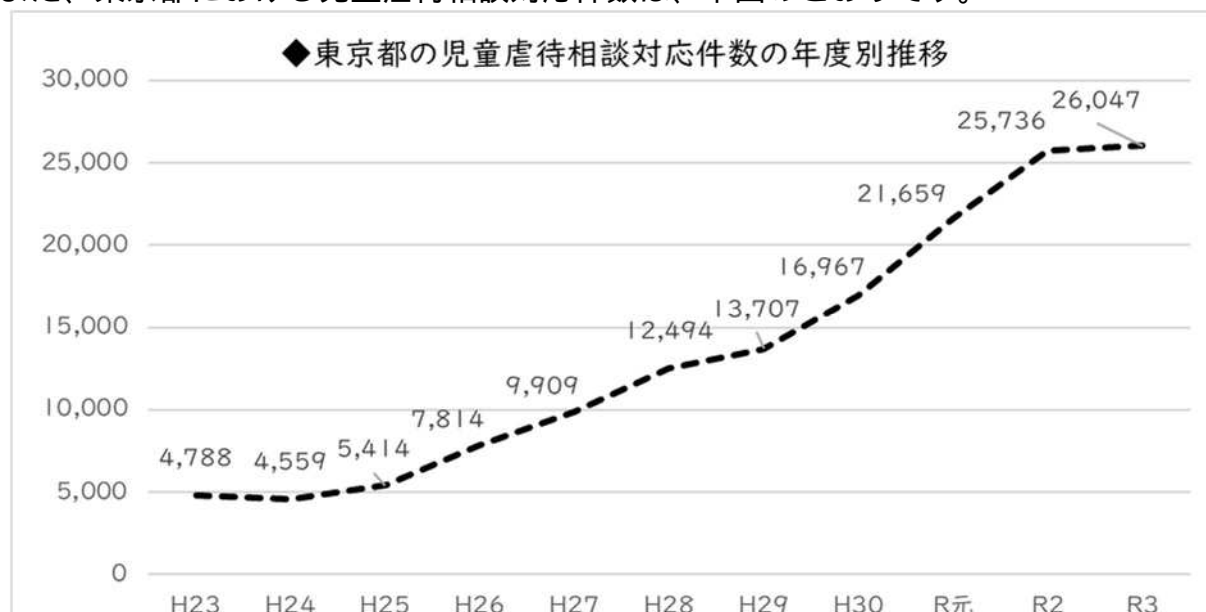


(2) 児童虐待相談対応件数の推移

児童相談所に寄せられる相談の中でも、社会的に大きな課題となっているのが児童虐待相談です。国では、心理的虐待に係る相談対応件数の増加や、虐待相談窓口の普及などによる家族親戚、近隣知人、児童本人等からの通告の増加が主な増加要因とみています。



また、東京都における児童虐待相談対応件数は、下図のとおりです。



2 荒川区子ども家庭総合センターの相談受付状況

(1) 経路別受付状況

相談経路は、荒川区子ども家庭総合センター開設後、家族・親戚からの通告が増えています。これは、子ども家庭支援センターの業務を引き継いだことにより、荒川区子ども家庭総合センターが身近な相談機関として定着するのが早かったことや、「児童相談所」という名称よりも相談のハードルが低かったことなどが理由として挙げられると考えています。

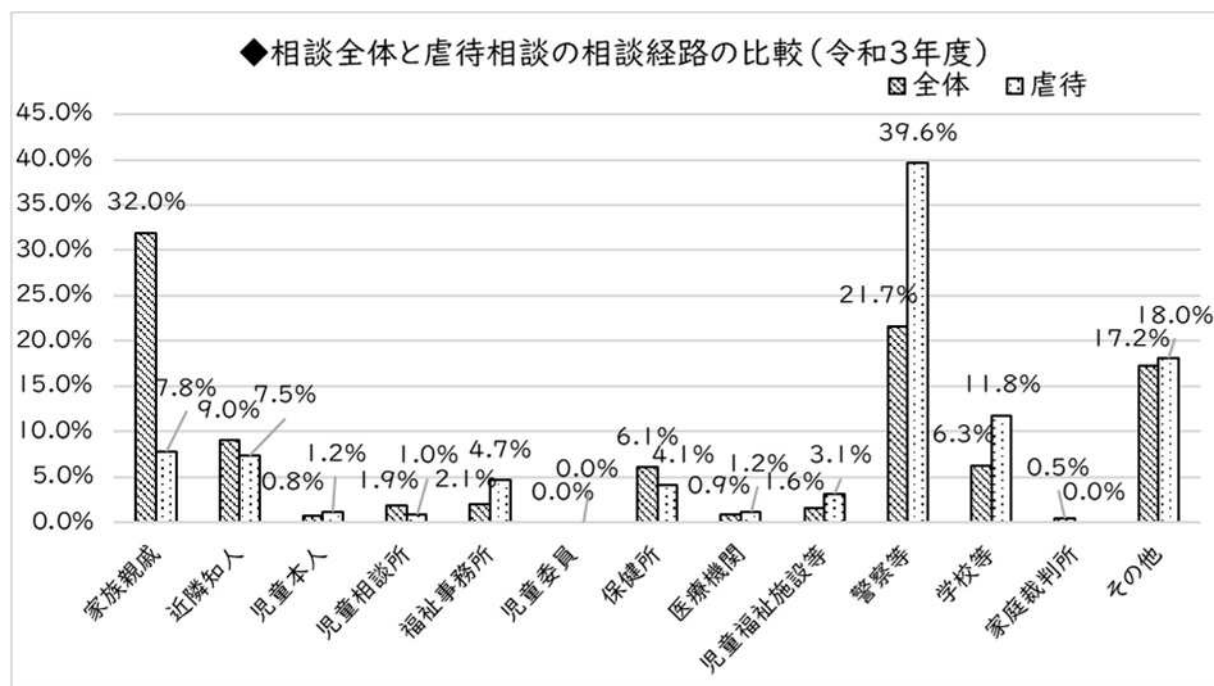
なお、令和2年度の受付件数には、子ども家庭支援センターから引き継いだ件数を含むため、令和3年度の受付件数と比較して多くなっています。

経路別受付状況（令和2年度～令和3年度）

	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	児童相談所	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設・保育所	警察等	学校等	家庭裁判所	その他	合計
令和2年度	303	77	16	22	30	2	65	11	34	110	93	4	461	1,228
令和3年度	379	107	9	22	25	0	72	11	19	257	75	6	204	1,186
割合	32.0%	9.0%	0.8%	1.9%	2.1%	0.0%	6.1%	0.9%	1.6%	21.7%	6.3%	0.5%	17.2%	100%

令和2年度は、令和2年7月～令和3年3月の件数

割合は四捨五入しているため、合計が100%にならない



虐待相談は相談対応件数

(2) 相談内容別受付状況

コロナ禍における児童虐待の増加について懸念する報道が多くみられましたが、令和3年度の荒川区においても、養護相談のうち、児童虐待相談が多いことが特徴として挙げられます。

相談内容別受付状況（令和2年度～令和3年度）

相談種別		令和2年度	令和3年度
養護相談	児童虐待	572	477
	その他	232	224
保健相談		3	3
障害相談	肢体不自由	1	2
	視覚障害	0	0
	言語発達障害等	2	1
	重症心身障害	0	1
	知的障害	95	134
	発達障害	7	4
非行相談	ぐ犯行為等	16	23
	触法行為等	1	21
育成相談	性格行動	65	79
	不登校	32	26
	適性	0	0
	育児・しつけ	53	63
その他の相談		149	128
合計		1,228	1,186

令和2年度は、令和2年7月～令和3年3月の件数

(3) 男女別・年齢別受付状況

令和3年度における男女別、年齢別の受理件数については、下の表の通りです。

年齢層によって相談内容の割合に違いはありますが、0歳と17歳を除く全ての年齢層で、大きな割合を占めているのは児童虐待相談です。

		養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
男女別	男	279	131	1	2	0	1	1	90	1	10	12	48	14	0	31	68	689
	女	198	93	2	0	0	0	0	44	3	13	9	31	12	0	32	60	497
年齢別	0歳	27	45	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	9	95
	1歳	35	17	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	8	66
	2歳	30	15	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	12	10	72
	3歳	35	9	0	0	0	0	0	12	0	0	0	2	0	0	6	18	82
	4歳	26	12	0	0	0	0	0	15	1	0	0	0	0	0	14	7	75
	5歳	33	13	0	0	0	1	0	12	0	0	0	2	0	0	8	9	78
	6歳	43	9	0	0	0	0	0	18	0	0	0	6	0	0	1	7	84
	7歳	47	7	0	1	0	0	0	6	1	0	0	4	1	0	4	8	79
	8歳	42	9	0	0	0	0	0	6	2	0	0	14	2	0	0	3	78
	9歳	24	10	0	0	0	0	0	4	0	0	2	4	1	0	0	4	49
	10歳	28	14	0	0	0	0	0	5	0	1	3	5	2	0	0	10	68
	11歳	24	14	0	0	0	0	0	4	0	4	4	7	1	0	1	2	61
	12歳	19	4	0	0	0	0	1	19	0	2	6	12	3	0	0	4	70
	13歳	23	13	0	0	0	0	0	13	0	8	5	5	5	0	0	2	74
	14歳	16	6	0	0	0	0	0	5	0	2	1	5	3	0	0	4	42
	15歳	10	5	0	0	0	0	0	2	0	3	0	6	6	0	0	5	37
	16歳	10	10	1	0	0	0	0	3	0	3	0	3	2	0	0	5	37
	17歳	5	12	1	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	8	34
	18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
合計		477	224	3	2	0	1	1	134	4	23	21	79	26	0	63	128	1,186

(4) 児童虐待に対する児童相談所としての対応

荒川区の児童虐待の内容別の状況は以下の通りです。

荒川区の虐待内容別対応状況（令和２年度～令和３年度）

	令和２年度	令和３年度
身体的虐待	155件	130件
性的虐待	7件	2件
心理的虐待	253件	337件
保護者の怠慢・拒否（ネグレクト）	63件	41件
合計	478件	510件

令和２年度は、令和２年７月～令和３年３月の件数

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に多大な影響を与えると共に、次の世代に引き継がれる恐れもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。子どもの虐待の予防や虐待の問題を解消するための援助は一つの機関や職種のみではなしえません。このため、子ども家庭総合センター、学校、保育園、保健所、警察、児童委員等の関係機関による要保護児童対策地域協議会等を通して、共通の認識のもとに関係機関の特性を生かした役割分担による連携協力体制を確立し、予防や支援にあたっています。

児童相談所が虐待の通告・相談を受けた時は、Ｐ１６の流れに沿って、援助の方針を決定していきます。

虐待の通告内容、訪問・調査結果等から、緊急に児童の安全確保が必要と判断される場合は、一時保護等により児童を保護します。子どもの安全確認・確保ができない場合は、警察署長に援助を求め、児童福祉法第２９条及び虐待防止法第９条により「立入調査」を行ったり、状況に応じて、「出頭要求」「臨検搜索」等を行ったりすることもあります。

また、親権者の意に反して長期間（２か月を超える）保護する場合や、保護者の同意が得られない施設入所等の措置をとる際には、家庭裁判所に承認を得る必要があり、司法との連携も強化されてきています。

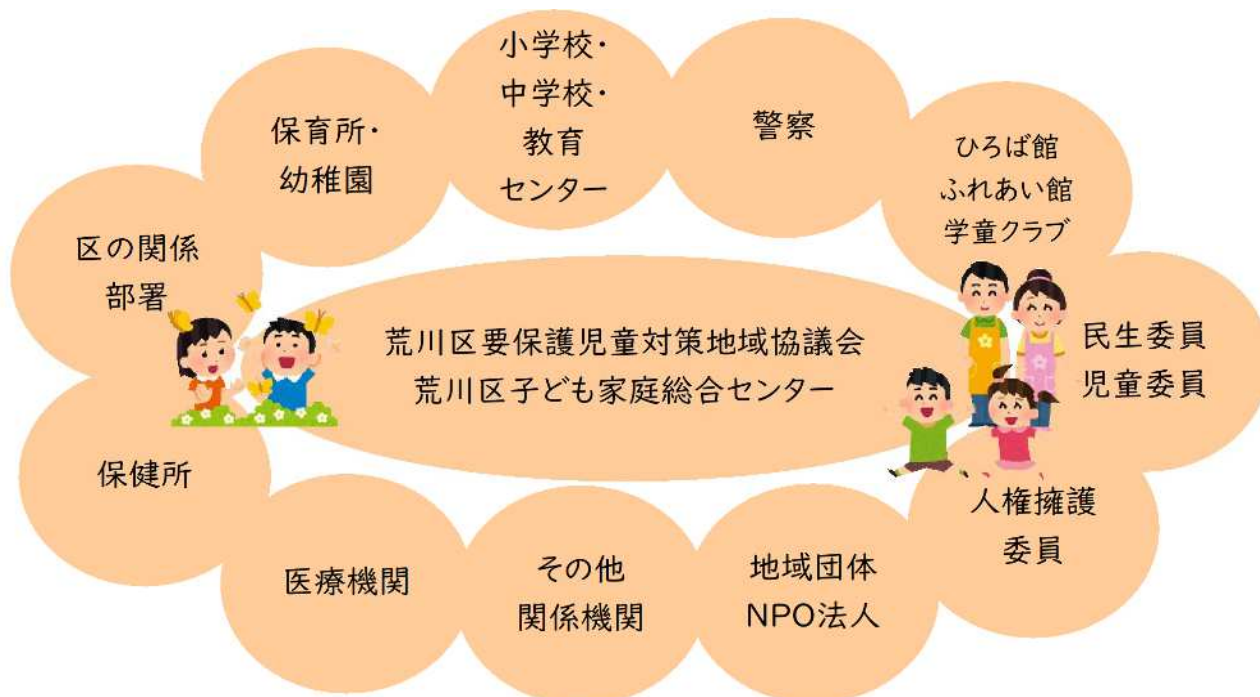
要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている満18歳に満たない要保護児童・要支援児童、その保護者と特定妊婦への適切な支援を図るために、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。

要保護児童...保護者のいない又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童

要支援児童...保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦...出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦



(5) 警察からの児童通告

荒川区には3つの警察署（荒川警察署、南千住警察署、尾久警察署）があり、児童相談所との連携を強化しています。

110番通報などにより警察官が臨場し、子どもの安全が家庭では確保されないと判断された場合等には「身柄付通告」として児童相談所に通告され、原則として一時保護することになります。児童を保護する状況になくとも、児童相談所の指導が必要とされる場合には通告されます。

荒川区における警察からの通告については、以下の通りです。

警察からの通告件数（令和２年度～令和３年度）

	令和２年度	令和３年度
通告件数	１１０件	２５７件
（うち身柄付通告）	（１１件）	（２６件）

令和２年度は、令和２年７月～令和３年３月の件数

警察からの通告の相談別内訳（令和２年度～令和３年度）

	令和２年度	令和３年度
被虐待	９７件	１９７件
非行	１０件	３２件
その他	３件	２８件
合計	１１０件	２５７件

令和２年度は、令和２年７月～令和３年３月の件数

荒川区は、地域の見守りや学校・教育委員会、警察署との日ごろからの連携により、身柄付通告が比較的少ない地域です。今後も、こういった状況が維持されるよう、関係各部署との連携を強化していきます。

4 一時保護の状況

(1) 一時保護所における一時保護

荒川区子ども家庭総合センターが運営する一時保護所は定員 10 名で、家庭的な雰囲気大切にするとともに、児童にとって最も安心・安全な状況で保護できるよう環境を整えています。また、東京都や他区の児童相談所と相互利用のための協定を結び、東京都や他区からの児童（受託児童）も受け入れています。

一時保護所の状況

	年間保護実人員			年間保護 延日数
	前年度から 継続	新規入所	合計	
令和 2 年度 (うち受託児童を除く)	— —	46 人 (37 人)	46 人 (37 人)	2,286 日 (1,788 日)
令和 3 年度 (うち受託児童を除く)	9 人 (8 人)	80 人 (63 人)	90 人 (71 人)	2,906 日 (2,419 日)

令和 2 年度は、令和 2 年 7 月～令和 3 年 3 月の状況

退所児童の平均保護日数

	平均保護日数
令和 3 年度 (うち受託児童を除く)	36.3 日 (38.4 日)

相談内容別新規入所状況（受託児童を除く）

	養護 (被虐待)	養護 (その他)	障害	非行	育成	保健・ その他	合計
令和 2 年度	19 人	10 人	0 人	7 人	1 人	0 人	37 人
令和 3 年度	29 人	20 人	0 人	8 人	6 人	0 人	63 人

令和 2 年度は、令和 2 年 7 月～令和 3 年 3 月の状況

退所状況（受託児童を除く）

	児童福祉 施設入所	里親委託	他の児童相 談所・機関 に移送	家庭裁判所 送致	帰宅	その他	合計
令和２年度	３人	０人	５人	０人	２０人	１人	２９人
令和３年度	８人	０人	１０人	１人	４０人	４人	６３人

令和２年度は、令和２年７月～令和３年３月の状況

どの児童相談所でも、児童虐待の増加等により、近年、一時保護需要が増えています。荒川区では、家庭的な雰囲気大切にしつつ、安心・安全に配慮した一時保護所での生活を提供し、児童の将来を見据えた支援を行っています。

（２）一時保護委託

子どもの一時保護は、児童相談所の一時保護所において行う他、子どもの状況によって、適切な場所に一時保護を委託することができます。

主な委託先としては、児童養護施設・乳児院・里親・障害児入所施設・病院等があります。

相談内容別新規一時保護委託状況

	養護 (被虐待)	養護 (その他)	障害	非行	育成	保健・ その他	合計
令和２年度	１４人	７人	０人	３人	０人	０人	２４人
令和３年度	７人	１６人	０人	０人	０人	０人	２３人

令和２年度は、令和２年７月～令和３年３月の状況

解除状況

	児童福祉 施設入所	里親委託	他の児童相 談所・機関 に移送	家庭裁判所 送致	帰宅	その他	合計
令和２年度	９人	０人	５人	０人	９人	０人	２３人
令和３年度	７人	０人	５人	０人	７人	３人	２２人

令和２年度は、令和２年７月～令和３年３月の状況

5 社会的養育について

(1) 社会的養育とは

様々な事情により家庭で養育できない児童が、施設や里親家庭などで養育される「社会的養護」だけでなく、養子縁組の成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子どもたちが、生まれ育った環境に寄らず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行うことを「社会的養育」と言います。

東京都では「東京都社会的養育推進計画」を策定し、以下のような取り組みを行っています。

- 家庭と同様の環境における養育の推進
 - ・里親制度の普及、里親に対する支援
 - ・特別養子縁組に関する取組の推進 など
- 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
 - ・施設の小規模化
 - ・施設の多機能化 など
- 社会的養護のもとで育つ子どもたちの自立支援
 - ・ジョブ・トレーナーの充実
 - ・高校在学中の学習支援の充実 など
- 児童相談所の体制強化
- 一時保護児童への支援体制の強化
- 子ども・子育て家庭を支えるための取組

荒川区では、東京都の社会的養育推進計画に則り、里親制度の普及や里親支援を中心に、社会的養育の環境整備を進めています。



(2) 社会的養育の状況

いろいろな事情により家庭で生活できない児童や、親による虐待のため家庭で生活することが難しい場合、乳児院や児童養護施設等に入所することがあります。個々の事情に応じて、施設や里親など、子どもの安心・安全が守られる場所で生活できるよう、生活の場を選んでいきます。

荒川区の「里親制度」では、以下の4種類の制度があります。

養育家庭（里親）	一定期間子どもを預かり養育する里親です。子どもの年齢は乳幼児から中高生まで様々です。親の状況により途中で元の家庭に戻ることもあります。短期間のみ子どもを預かる家庭もあります。
専門養育家庭	専門的ケアを必要とする子どもを、一定期間養育する里親です。一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります。
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親です。養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを養育します。
親族里親	親が死亡、行方不明、長期入院等で子どもを養育できない場合に、祖父母等の扶養義務者が里親となり、その子どもを養育する家庭です。

荒川区の社会的養育の現状は以下の通りです。

児童福祉施設措置状況（各年度末在籍数）

	乳児院	児童養護施設	障害児入所施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	合計
令和2年度	11名	29名	5名	3名	0名	48名
令和3年度	7名	36名	4名	0名	2名	49名

里親委託の状況（各年度末）

	委託児童数	里親委託率
令和2年度	7名	14.9%
令和3年度	6名	12.2%

里親委託率 = 里親・ファミリーホーム委託児童数 / 乳児院・児童養護施設入所児童数 + 里親・ファミリーホーム委託児童数)

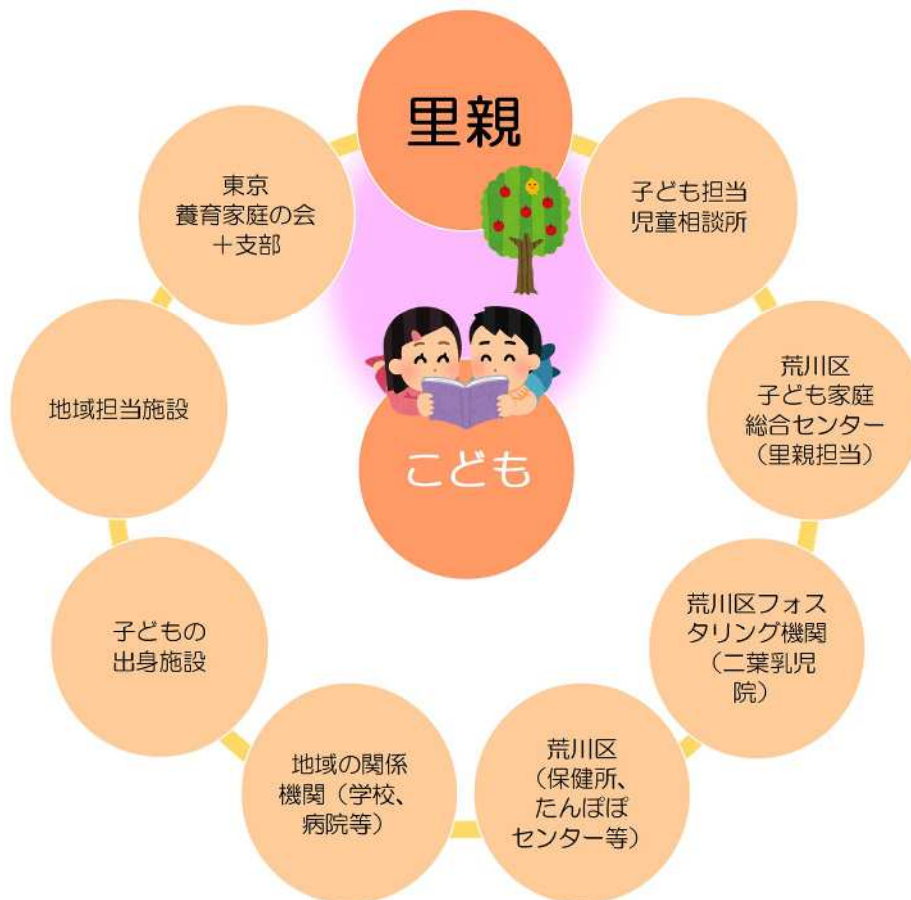
里親登録数（令和３年度末時点）

養育家庭（里親）	専門養育家庭	養子縁組里親	親族里親
9 家庭	1 家庭	5 家庭	0 家庭

専門養育家庭は、養育家庭（里親）の内数

令和３年度末時点の養育家庭数は、９家庭です。荒川区では、引き続き養育家庭に対する理解が深まるよう里親制度の普及促進に取り組み、里親宅から幼稚園、保育所、学校等に通う子どもが安心して生活できるよう、支援を進めていきます。

荒川区では、下図のようなチーム養育体制で里親と委託児童を支えています。



フォスターリング機関とは、荒川区の委託を受け、里親支援事業を包括的に実施する機関です。

里親支援事業

- ・講演会や出前講座などによる里親制度の普及促進、里親の新規開拓
- ・里親の研修等の里親トレーニング
- ・マッチング支援、里親養育への支援 など

基礎自治体の児童相談所として、これまで以上に学校を始めとした地域の関係機関などと連携し、里親の皆さんの支援を進めています。

6 基礎自治体の児童相談所としての事業

荒川区子ども家庭総合センターは、比較的小規模な自治体にできた児童相談所の特徴の一つとして、子ども家庭支援センターの機能も有しています。基礎自治体ならではの、関係機関同士が顔の見える関係を構築している中で、虐待だけでなく、様々な事情により保護者による子どもの養育ができない場合には、関係各部署と連携し、様々な支援を実施しています。

また、地域との連携強化にも取り組んでおり、学校・教育委員会との連携は基礎自治体の児童相談所ならではのものです。

(1) 2 4 時間 3 6 5 日体制

荒川区では、児童虐待の相談や子育てに関する相談に迅速に対応し、子どもを虐待から守る体制を強化するため、通告者や相談者からの電話を 2 4 時間 3 6 5 日確実に受け付けることのできる体制を確保しています。

相談があった場合には、必要に応じて子ども家庭総合センター職員が児童の安全を確認したり、他の機関に繋げたりしながら、個々の事情に寄り添いながら対応しています。(電話番号等は P 1 0 参照)

2 4 時間・3 6 5 日体制の電話相談受付状況

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
あらかわキッズ・マザーズコール 2 4	2,603 件	2,284 件	1,888 件	1,509 件	1,254 件
1 8 9	—	—	—	138 件	205 件

1 8 9 については、令和 2 年度は、令和 2 年 7 月～令和 3 年 3 月の状況

(2) ショートステイ事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、お子さんを短期間、協力家庭や施設で養育・保護を行うことにより、児童と家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

	対象年齢	利用期間	基本負担額	実施施設
乳幼児ショートステイ	0 歳 ・ 1 歳	原則 7 日以内	1 人当たり 1 日 3,000 円	日赤附属乳児院 (渋谷区広尾)
協力家庭ショートステイ	2 歳から 中学 3 年生		1 人当たり 1 日 2,600 円	区内協力家庭
ショートステイ				児童養護施設星 美ホーム (北区 赤羽台)

負担額には減免制度あり

には食費等別途負担あり

令和3年度以前における の実施施設はハイツ尾竹

協力家庭ショートステイ事業は、平成30年10月から開始しました。協力家庭ショートステイでは、一般のご家庭で、できるだけ普段の生活と変わらない形でお子さんをお預かりすることができます。ショートステイの延べ利用日数は以下のとおりです。

ショートステイ事業利用の延べ泊数

	H29	H30	R1	R2	R3
乳幼児ショートステイ	30日	70日	57日	27日	68日
協力家庭ショートステイ	—	63日	204日	207日	344日
ショートステイ	155日	129日	107日	72日	80日

令和2年度～3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に受け入れを停止した時期があります。

(3) 関係諸機関、地域との連携

基礎自治体に開設された児童相談所として、関係機関とのスピード感ある連携は、大きな特徴の一つです。乳幼児健診、ひとり親相談、DV相談といった相談等の担当部署との連携や、警察、地域の医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員の皆様、子ども食堂などの活動をされている地域の皆様などとも、児童相談所開設前から児童相談所の開設に理解を頂き、開設後には、物心両面の近さを生かした対応がとれています。

(4) 学校・教育委員会との連携

学校・教育委員会と子ども家庭総合センターの距離感がこれまでよりも近くなったことで、特に学校は子ども家庭総合センターへの相談を積極的に活用するようになっていきます。

児童相談所開設時には、教育委員会、学校、教育センター、子ども家庭総合センターの連携について冊子を作成し、教職員に配付することで、学校が子ども家庭総合センターに相談する際のガイドブックの役割を果たしています。

教育委員会に設置されている教育センターには、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが配置され、区立小・中学校及び幼稚園・こども園を通しての巡回相談や来所相談を行っています。また、子ども（幼児・小学生・中学生）・保護者・教員を対象に、電話相談も行っています。児童相談所との窓口の中心を担っていることで、これまで以上に学校・教育委員会と児童相談所の連携の強化が図られています。

令和3年度事業概要

令和4年10月発行

登録(04)0063号

編集・発行 荒川区子ども家庭総合センター

〒116-0002 荒川区荒川1-50-17

電話 03-3802-3765



荒川区立幼稚園の方向性について

令和 4 年 8 月

荒川区教育委員会事務局

目 次

はじめに	1
1 荒川区の区立幼稚園等の現状と課題	2
(1) 区立幼稚園等の経緯	2
(2) 園児数の状況	3
(3) 特別な支援を必要とする幼児への対応について	5
(4) 保護者の方々からのご意見について	5
2 区立幼稚園に求められる機能	6
3 区立幼稚園の方向性	6
(1) 質の高い幼児教育の実現	6
(2) 区立幼稚園の再配置の実施	7
(3) 預かり教育の評価と拡充	7
(4) 給食提供の検討	8
(5) 特別な支援を必要とする園児に対する送迎支援の検討	8
(6) 私立幼稚園との連携	8
4 区立幼稚園の再配置の考え方	9
(1) 再配置の考え方について	9
(2) 再配置及び閉園の予定園について	9
(3) 各地区の状況等について	10
5 実施時期等について	12
(1) 再配置実施のスケジュールについて	12
(2) 学級編制基準の取り扱いについて	13
(3) 預かり教育の全園実施について	13
(4) 給食提供の検討	13
参考資料	
資料1 地区別・町丁別年齢別人口推移まとめ	14

はじめに

近年では、少子化や核家族化の進行に加え、共働きの子育て世帯の増加、就労環境の多様化等により、就学前の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

しかし、そうした中であっても幼児期は、心情や意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児期における教育は、子どもたちの今後の成長に大きな影響を与えます。

荒川区では、未来社会の守護者である子どもたちが質の高い幼児教育を受けられるよう、時代背景や区民の要望に応じた環境整備に取り組んできました。子どもたちを取り巻く環境の変化と幼児教育の重要性を改めて見つめ直し、今回、これまで検討してきた区立幼稚園の今後の方向性について、保護者説明会やパブリックコメントの意見等を踏まえ、その内容を最終案に取りまとめたので、ここに報告いたします。

1 荒川区の区立幼稚園等の現状と課題

学校教育法第1条に「学校」と定められている幼稚園は、同22条で「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」とされている。私立幼稚園、区立幼稚園に拘わらず、その目的を果たすために幼稚園教育要領に則った教育を実施しており、私立幼稚園と区立幼稚園が両輪となって荒川区の幼稚園教育を担ってきた。

これまでの区立幼稚園等の経緯と今後の方向性について検討する際の前提となる現状と課題は以下のとおりである。

(1) 区立幼稚園等の経緯

区立幼稚園は、戦後の人口増加による幼稚園需要の拡大に伴い、荒川区の幼児教育の先駆的な役割を果たしてきた私立幼稚園を補完する形で、昭和24年に尾久幼稚園及び日暮里幼稚園が設立され、昭和52年に10園目となる花の木幼稚園が設立された。その後、園児数の減少に伴い、平成11年度をもって峡田幼稚園と南千住幼稚園が閉園となり、現在は8園となっている。

教育環境の充実策としては、平成20年度から3歳児保育の全園実施を開始したほか、令和元年度からは日暮里幼稚園で預かり教育をモデル実施している。また、町屋幼稚園と第七峡田小学校をモデル園・校に指定して就学前教育と小学校教育の連携事業を実施するなど、区立幼稚園の教育内容の向上に努めてきた。

区立汐入こども園は、汐入地区における幼稚園及び保育園需要に応えるため平成20年度に設立され、平成22年度に現在の場所（汐入東小学校1階部分）に移転した。0歳から就学前までの継続的かつ一貫した教育・保育を行う施設であり、地域における子育て家庭の支援を行うための事業（一時保育・子育て交流サロン）も実施している。

(2) 園児数の状況

区立幼稚園は令和4年5月現在、各園とも3歳児・4歳児・5歳児各35名の105名の定員で園児を受け入れている（南千住第二幼稚園の3歳児は30名、園定員100名）。入園率（定員に対する園児数の割合）は3～5歳児全体で約36%となっており、これは入園率が約68%であった平成25年度以降、減少傾向にある。減少の原因としては、共働きの子育て世帯の増加など社会環境の変化等に伴う保育需要の高まりや、幼児教育・保育の無償化により、私立幼稚園と比較した際の保育料等の費用面における優位性が区立幼稚園になくなったこと等が考えられる。なお、汐入こども園についても、幼稚園部分の短・中時間保育の園児数が減少傾向にある。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
学齢数	5,010	5,018	5,047	5,106	5,200	5,196	5,304	5,259	5,075	4,802
区立幼	723	703	679	638	577	527	500	431	399	335
私立幼 (区内園)	808 (695)	790 (672)	817 (694)	820 (698)	1,065 (803)	856 (806)	1,024 (798)	934 (760)	916 (752)	799 (673)
保育園	2,238 (2,207)	2,381 (2,348)	2,528 (2,513)	2,690 (2,652)	2,824 (2,793)	2,903 (2,879)	3,146 (3,125)	3,228 (3,211)	3,192 (3,176)	3,130 (3,101)

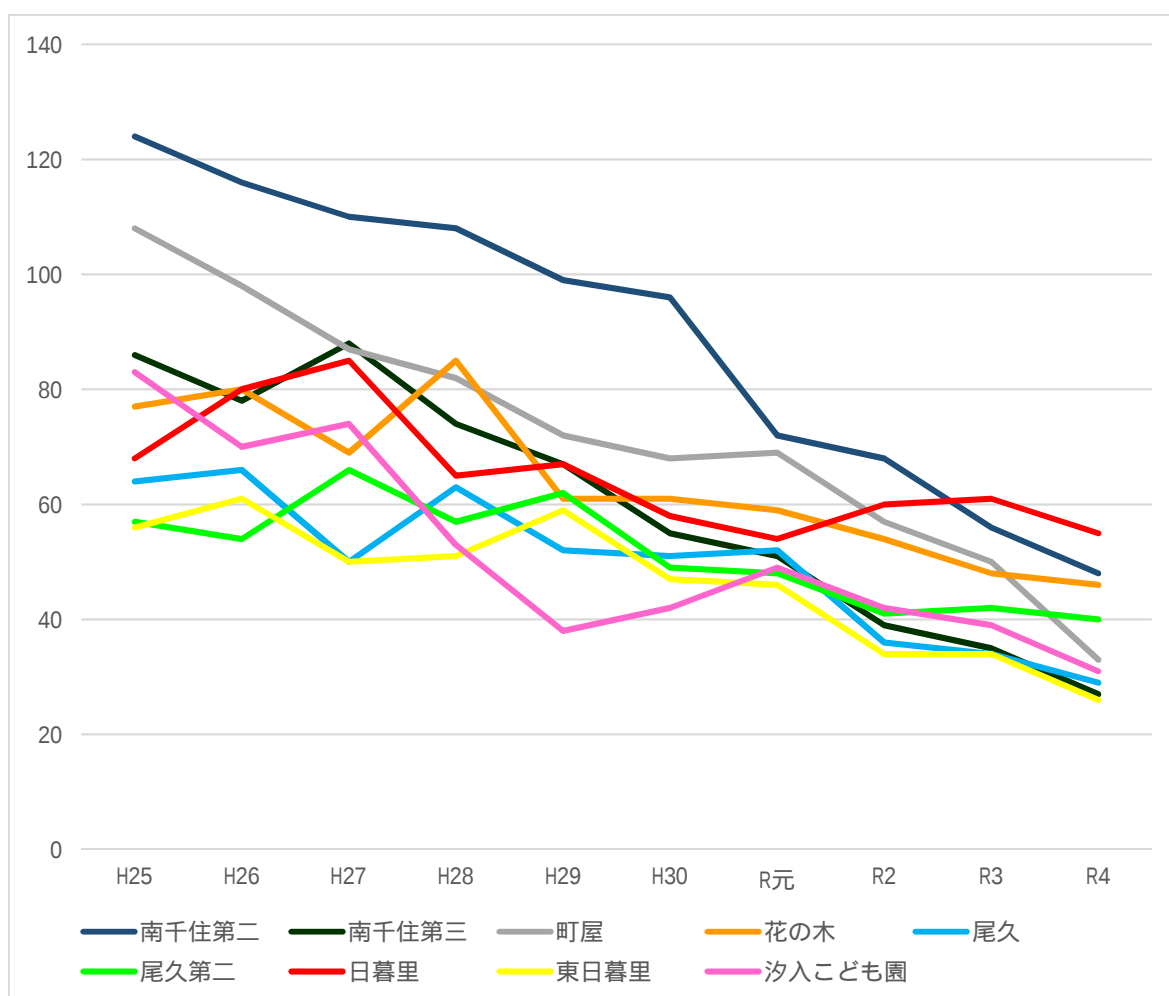
3歳から5歳の総園児人数、私立幼・保育園の（ ）内は区民園児数。

各年度5月1日現在の園児数。

また、各園の園児数の状況は下記のとおりである。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
南千住第二	124	116	110	108	99	96	72	68	56	48
南千住第三	86	78	88	74	67	55	51	39	35	27
町屋	108	98	87	82	72	68	69	57	50	33
花の木	77	80	69	85	61	61	59	54	48	46
尾久	64	66	50	63	52	51	52	36	34	29
尾久第二	57	54	66	57	62	49	48	41	42	40
日暮里	68	80	85	65	67	58	54	60	61	55
東日暮里	56	61	50	51	59	47	46	34	34	26
汐入こども園	83	70	74	53	38	42	49	42	39	31

各年度 5 月 1 日現在の園児数。



(3) 特別な支援を必要とする幼児への対応について

都内には特別支援学校の幼児部が設置されておらず、区立幼稚園が特別な支援を必要とする幼児を受け入れる場合には、幼児教育補助員を配置し、集団教育を受けられる体制を整えている。

前述のとおり、区立幼稚園全体の園児数が減少している一方で、特別な支援を必要とする園児数は増加傾向にある。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
対象園児数	30	36	50	43	99	88	102	96	101	99
補助員配置数	23	24	31	27	52	52	58	56	60	68

各年度 5 月 1 日現在の人数

(4) 保護者の方々からのご意見について

令和 4 年現在、区立幼稚園（日暮里幼稚園を除く）の 1 日の教育時間については、幼児の幼稚園における教育の時間の長さの妥当性や家庭等における生活の重要性等を総合的に考慮して 9 時～14 時までとしている。しかしながら、現状の教育時間では、共働き世帯にとって就園施設の選択肢として区立幼稚園を選びにくい状況になっており、入園申込時に行う保護者対象アンケート調査においても、預かり教育の各園展開により子どもの預かり時間をもっと長くしてほしいという意見が挙がっている。

また、区立幼稚園の昼食はお弁当持参となっており、食を通じた親子のコミュニケーション機会づくりや、食に対する知識・意欲の向上等を図っているが、一方で毎日のお弁当の準備に伴う家事を負担と感じている保護者もいる。

こうした意見を踏まえ、区では平成 29 年度より預かり教育のモデル実施に向けた体制構築の準備を始め、平成 31 年度 4 月より運営を開始した。預かり教育の検証結果を踏まえた実施園の拡大を職員の再配置と合わせ検討するとともに、給食提供についても実施に向け検討を進める。

2 区立幼稚園に求められる機能

- (1) 特別な支援を必要とする園児の人数は、増加傾向にあり、就学前教育を行う場として受入れ先を確保しておく必要がある。
- (2) 荒川区内の就学前教育と小学校教育の円滑な接続ができるよう、小学校との一層の連携強化に向けた実践研究と研究成果の普及を図る役割が求められている。
- (3) 日暮里幼稚園でモデル実施している預かり教育実施園の拡大や給食提供等、社会環境の変化や保護者のニーズを踏まえたサービス面の充実が求められている。
- (4) 区立・私立の幼稚園が相俟って荒川区の幼児教育の一層の質の向上と充実を図ることが求められている。

3 区立幼稚園の方向性

(1) 質の高い幼児教育の実現

特別な支援を必要とする幼児の就学前教育の場として、引き続き幼児教育補助員を適切に配置するとともに、より良い支援の方法について検討と実践を重ねながら、他の未就学施設に対してのモデル的役割を果たす。

また、就学前教育から小学校教育への移行における小1プロブレムへの対応についても、小学校との交流教育や研究会等を引き続き実践する。実践例の一つである、東京都からの委任のもと町屋幼稚園と第七峡田小学校をモデル園・校とした幼小連携事業についても、研究成果を、他の未就学施設に対しても広く還元していくことで、荒川区全体の就学前教育の質の向上に寄与していく。

加えて、幼児の体力向上の促進に向け、運動機能向上に資する取り組みを推進するとともに全ての区立幼稚園が必要に応じて小学校の校庭を利用した活動が展開できるよう、小学校とのより一層の連携強化を図っていく。

(2) 区立幼稚園の再配置の実施

社会環境の変化等に伴い、区立幼稚園の園児数は減少傾向が続いており、近年においては3歳児学級編制における最小人数である8人を申込受付時点で下回る事例も発生している。こうした園の小規模化にともない、十分な集団活動が行えないことや、園行事の活性化に支障が出ることが懸念されるだけでなく、保護者負担の増加にも繋がるおそれがある。

区立幼稚園需要の変化に対応しながら、荒川区の幼児教育を継続的に提供するためには、各園における適正な規模による集団教育活動に資するため、区立幼稚園の再配置を実施しながらも、社会環境の変化に合わせた充実策を施していく必要がある。区立幼稚園の再配置の実施に関する詳細内容については「4 区立幼稚園の再配置の考え方」に記載のとおりである。

(3) 預かり教育の評価と拡充

平成31年度から日暮里幼稚園においてモデル実施している預かり教育について、月額利用（就労等を要件とした定期的な利用）においては定員に近い人数の利用者登録が例年行われている。また、日額利用（要件を問わないスポット利用）においても、一定数の利用があり、それぞれに需要があるものと評価している。今後は、現在モデル実施を行っている預かり教育を再配置と同時に全4園で実施する。また、預かり教育の実施に向け人員を充実させるため、再配置に合わせた職員の異動を実施する。

単位：人

	R1	R2	R3
月額利用登録最大人数 / 月 (定員25人)	12	25	23
日額利用者最大人数 / 日 (定員10人)	10	7	7
年間延べ利用者数(月額利用 と日額利用の合計)	1,581	2,920	3,557

(4) 給食提供の検討

給食提供の実施については、お弁当の準備に伴う保護者の家事負担や幼児教育・保育の無償化の影響を鑑みた経済面の負担の軽減、私立幼稚園に与える影響等に配慮しつつ、早期の実施に向けて検討する。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園における給食提供との平準化を図る。

(5) 特別な支援を必要とする園児に対する送迎支援の検討

再配置の実施によって、最寄りの区立幼稚園への通園距離が長くなることが懸念される。再配置の実施後においても、特別な支援を必要とする園児が安心して区立幼稚園に通園できるよう、園児の状況や通園距離等を考慮した送迎支援を検討する。

(6) 私立幼稚園との連携

区立、私立が連携して、取り組み内容等を園長会、研究発表会等で公表するなど、情報を共有しやすい環境を整え、荒川区の幼児教育全体の一層の質の向上を図る。

また、特別な支援を要する園児への対応についても、区立、私立が取り組みや情報を共有し、各園における特別支援に関わる教育環境の充実を図る。

4 区立幼稚園の再配置の考え方

(1) 再配置の考え方について

以下の観点から総合的に判断し、再配置を行う。

荒川区内の幼稚園配置における地域バランスの配慮

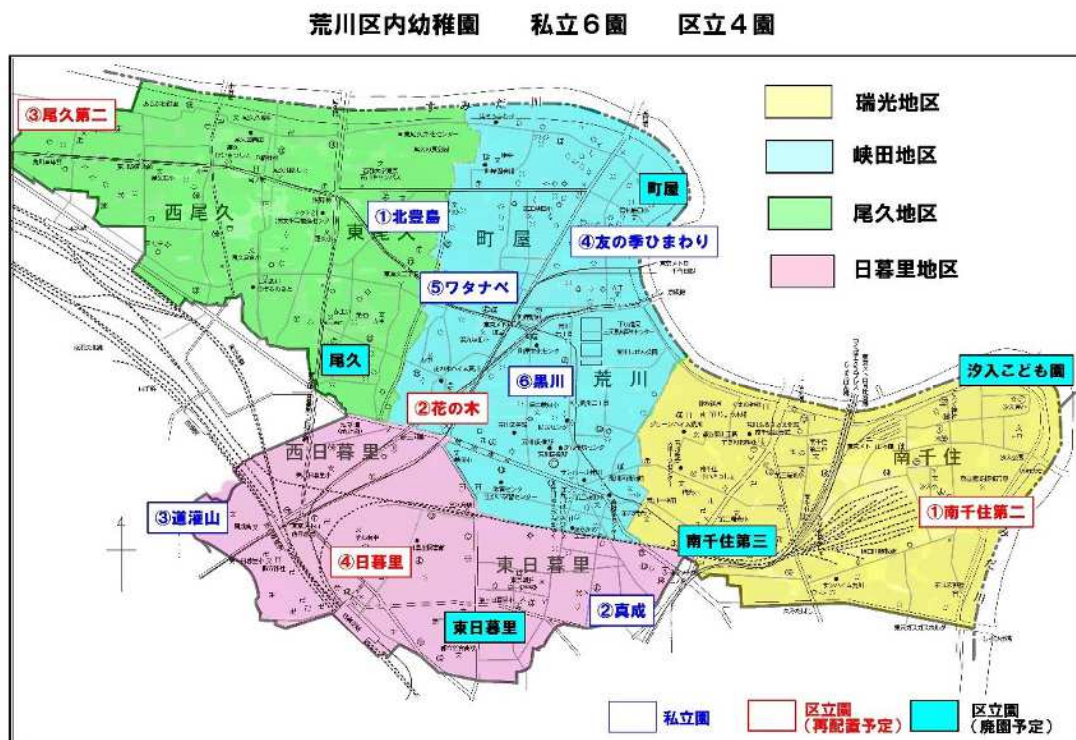
園児数の推移及び幼児人口の状況

各地区の状況や各園の施設環境など

(2) 再配置及び閉園の予定園について

上記の判断基準を踏まえ、瑞光、峡田、尾久、日暮里の小学校学区の各地区に計4園（南千住第二、花の木、尾久第二、日暮里）を配置する（再配置後の荒川区立幼稚園配置図については下記参照）。

また、汐入こども園（短・中時間保育）は、この再配置と合わせ廃止することとし、保育施設として運営を行う。



(3) 各地区の状況等について

【瑞光地区】

瑞光地区において、南千住八丁目では大幅な幼児人口の減少が見られ、それに比例する形で周辺園の園児数が減少している。前述のとおり、汐入こども園は、汐入地区における幼稚園及び保育園需要の急激な増加に応えるために設立された経緯があり、幼稚園需要が減少している現状においては幼稚園としての当初の役割を終えたものと考えている。

南千住第三幼稚園においては、近隣に真成幼稚園があり、通園エリアが重複している状況である。また、園周辺の幼児人口の推移は横ばいではあるが、園児数の減少傾向が続いていること等も踏まえ、閉園することとする。

なお、南千住第二幼稚園については、前述の区立幼稚園の方向性における充実策を実施していくことに留まらず、現在も実施している汐入小学校や汐入ふれあい館との連携を強化し、一層の魅力向上に努めていく。

【峡田地区】

峡田地区において、町屋幼稚園に現在通っている園児の通園状況を見ると、隅田川沿いの一帯（町屋五丁目～八丁目周辺）に集中している状況である。現在、町屋地域には、区立幼稚園及び私立幼稚園（友の季ひまわり幼稚園・ワタナベ学園）合わせて3園あり、通園エリアが重複している状況である。また、町屋幼稚園と花の木幼稚園を比較した際に、両園の園周辺の幼児人口の推移はともに横ばいではあるが、町屋幼稚園の方が園児数が大きく減少している。以上のことを踏まえ閉園することとする。町屋幼稚園で実施してきた幼小連携事業は、他の未就学施設に展開していくためのモデルとしての位置づけであり、今後はこの取り組みを全区立幼稚園との連携においても応用させていくことが重要である。加えて、小学校における特別支援学級の需要が増加していることから、閉園後の施設については、小学校における特別な支援を必要とする児童の就学のを確保するために有効活用することを検討していく。

一方で、花の木幼稚園に現在通っている園児の通園状況を見ると、荒川以外にも東尾久・町屋・日暮里など多地区から通園しており、区全体の中心部に位置することで、広域からの園児を受入れやすい環境となっている。また、隣接する荒川五丁目公園を園庭として利用しており、公園遊具や砂場などを活用し

て遊びを通じた学びを推進している。今後も第九峡田小学校との一層の連携を図り、芝生の校庭での教育活動など、魅力向上に努めていく。

【尾久地区】

尾久地区において、東尾久地域には北豊島幼稚園と尾久幼稚園の2園がある。尾久幼稚園においては、園児数の減少が続いているだけでなく、施設面においても他の幼稚園と比較して狭小な園庭であること等も踏まえ、閉園することとする。

西尾久地域は、尾久第二幼稚園が唯一の幼稚園であることに加え、毎年一定数のお子さんが東京都北区の幼稚園へ通園している状況が確認されていることから、尾久第二幼稚園におけるサービス面を充実することにより、荒川区民の幼稚園需要の受入れ先の確保に努めていく。

【日暮里地区】

日暮里地区において、西端の道灌山幼稚園と東端の真成幼稚園の間に日暮里幼稚園及び東日暮里幼稚園の2園が配置されている状況である。東日暮里幼稚園については、真成幼稚園と通園エリアが重複することに加え、園周辺の幼児人口の推移は横ばいではあるが、園児数の減少傾向が続いていること等を踏まえ閉園することとする。また、小学校における特別支援学級の需要が増加していることから、閉園後の施設については、小学校における特別な支援を必要とする児童の就学のを確保するために有効活用することを検討していく。

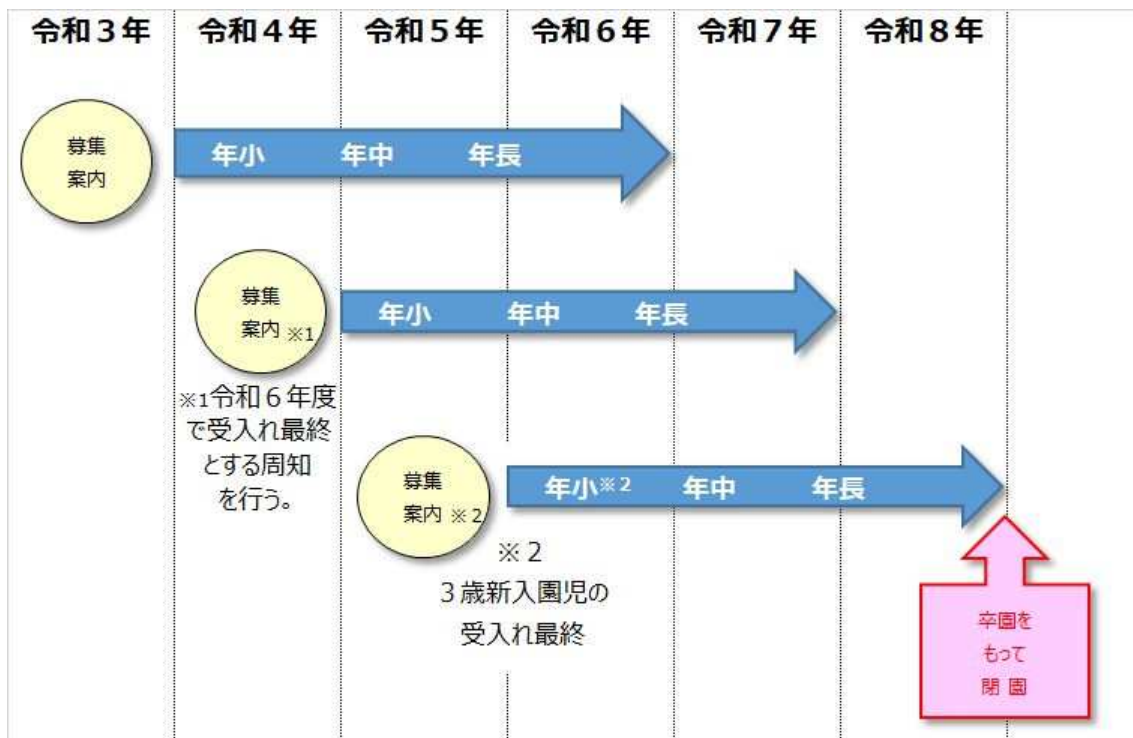
日暮里幼稚園については、東日暮里及び西日暮里の両地域からの幼児を中心に受入れている。また、JR日暮里駅からも近い立地条件にあることから、現在モデル実施をしている預かり教育を行う上でも、保護者の利便性も高く、今後も幼稚園需要が見込まれる。今後もひぐらし小学校との連携を強化するとともに、施設面における駐輪スペースなどの課題については近隣区有施設との連携により解消を図っていく。

5 実施時期等について

(1) 再配置実施のスケジュールについて

再配置に伴い、閉園となる4園（南千住第三、町屋、尾久、東日暮里）については、令和6年度3歳新入園児の受入れを最終とし、令和8年度末をもって閉園とする。なお、令和4年度に行う園児募集時（令和5年度入園児）から募集要項等に再配置に関する事項を明記し、周知を行う。

また、汐入こども園（短・中時間保育）についても同様のスケジュールで廃止し、令和9年度以降は保育施設として運営を行う。



(2) 学級編制基準の取り扱いについて

園児数の減少に伴う区立幼稚園の小規模化の現状を見直し、効果的な教育活動及び適正な幼稚園運営を行うために、下記の学級編制基準は、引き続き、適用する。

学級編制を行う基準（令和２年９月１５日付文教・子育て支援委員会）

- （１）３歳児の新入園児については、最小園児数は８人とし、７人以下の場合は学級編制を行わず、募集を中止する。
- （２）学級編制を２年続けて行わなかった場合は、閉園を検討する。

(3) 預かり教育の全園実施について

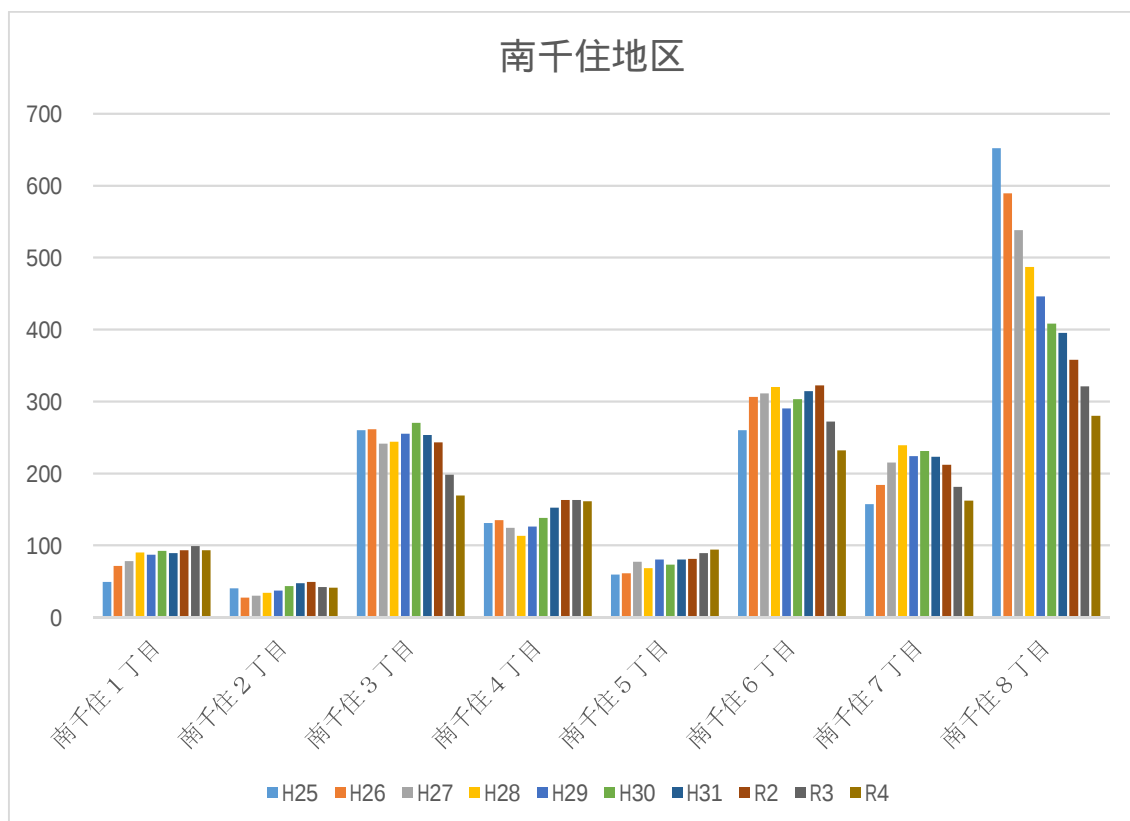
再配置による幼稚園教諭等の人事異動を踏まえ、４園体制となる令和９年度から、現在日暮里幼稚園においてモデル実施している預かり教育を全園で実施する。

(4) 給食提供の検討

閉園予定の園も含め、全園での早期の実施を目指す。

資料１ 地区別・町丁別年齢別人口推移まとめ（各年 5.1 時点 3～5 歳集計）

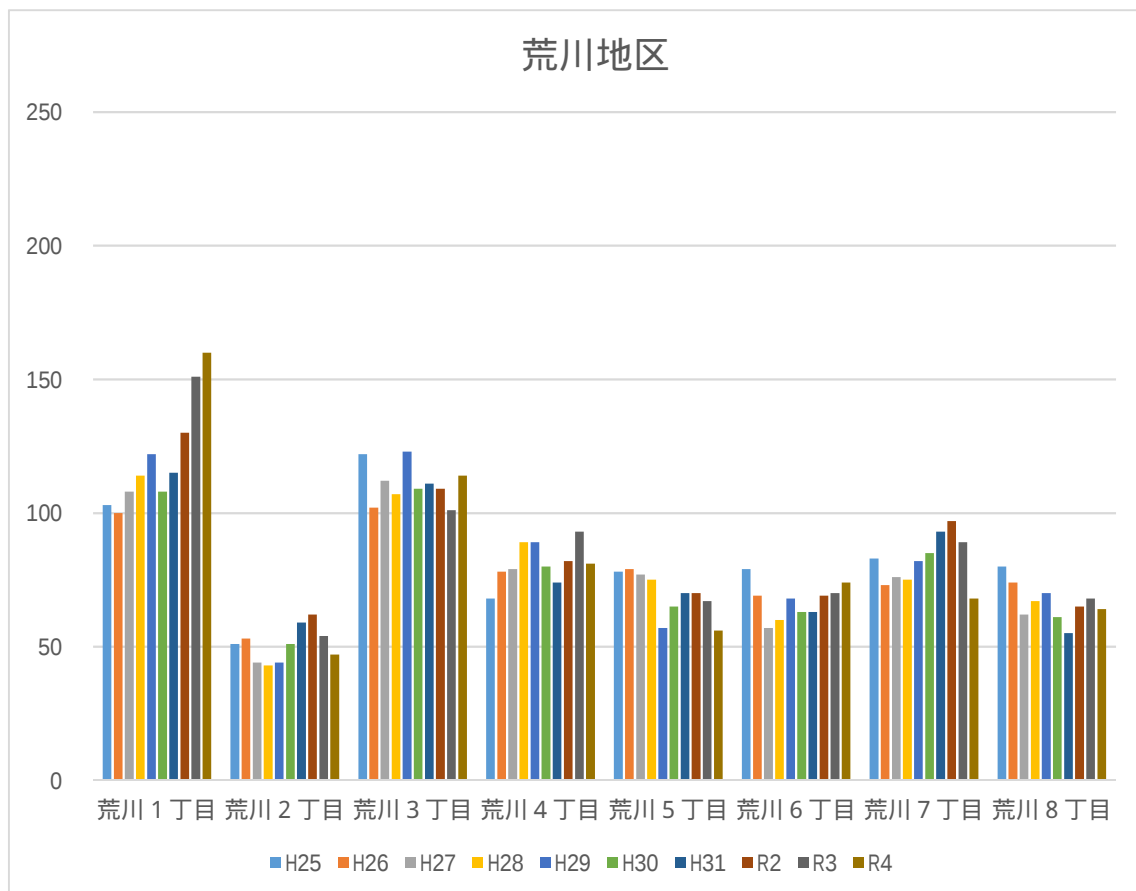
【瑞光地区】



単位：人

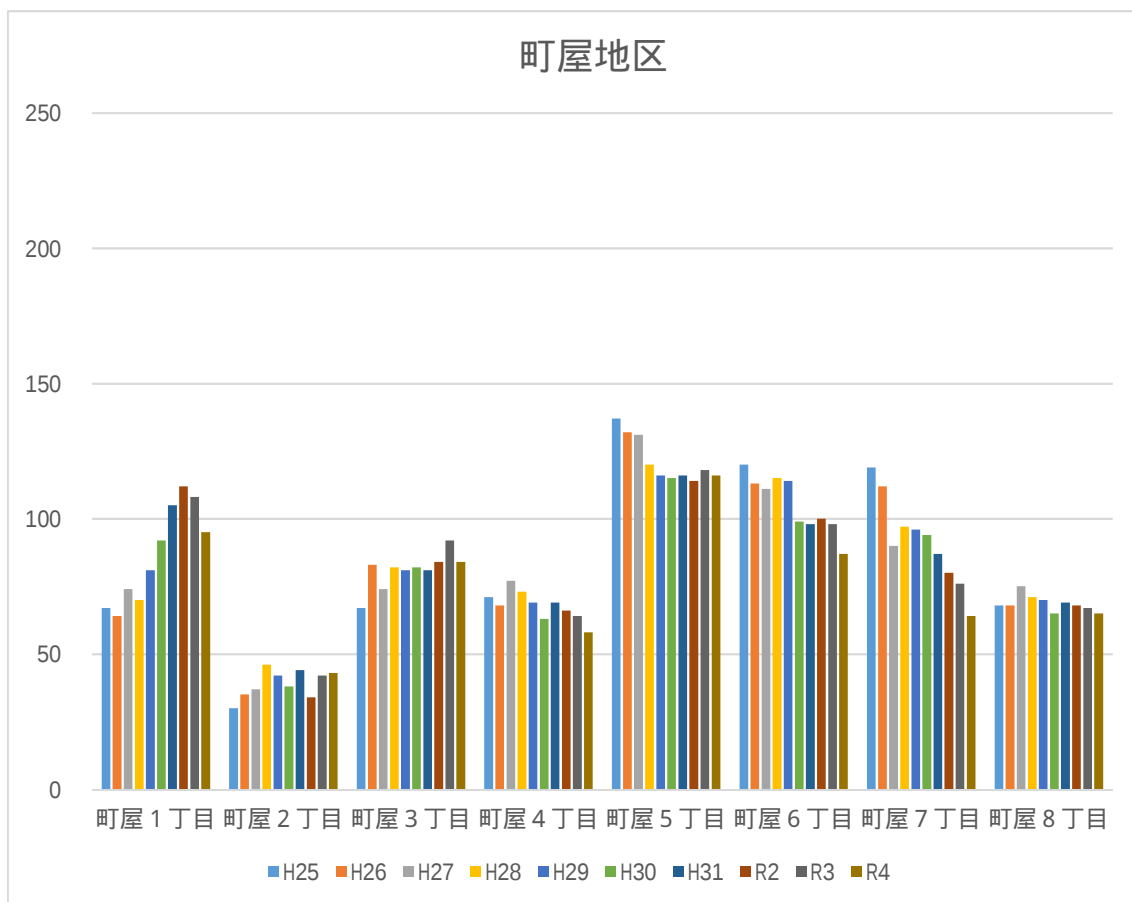
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
南千住 1 丁目	49	71	78	90	87	92	89	93	99	93
南千住 2 丁目	40	27	30	34	37	43	47	49	42	41
南千住 3 丁目	260	261	241	244	255	270	253	243	198	169
南千住 4 丁目	131	135	124	113	126	138	152	163	163	161
南千住 5 丁目	59	61	77	68	80	73	80	81	89	94
南千住 6 丁目	260	306	311	320	290	303	314	322	272	232
南千住 7 丁目	157	184	215	239	224	231	223	212	181	162
南千住 8 丁目	652	589	538	487	446	408	395	358	321	280
南千住全丁目	1,608	1,634	1,614	1,595	1,545	1,558	1,553	1,521	1,365	1,232
南二幼周辺 （南千住3,4,7,8丁目合算）	1,200	1,169	1,118	1,083	1,051	1,047	1,023	976	863	772
南三幼周辺 （南千住1,5,6丁目, 荒川1丁目, 東日暮里1丁目合算）	538	609	644	664	651	657	672	685	664	627
汐入こども園周辺 （南千住3,4,7,8丁目合算）	1,200	1,169	1,118	1,083	1,051	1,047	1,023	976	863	772

【峡田地区】



単位: 人

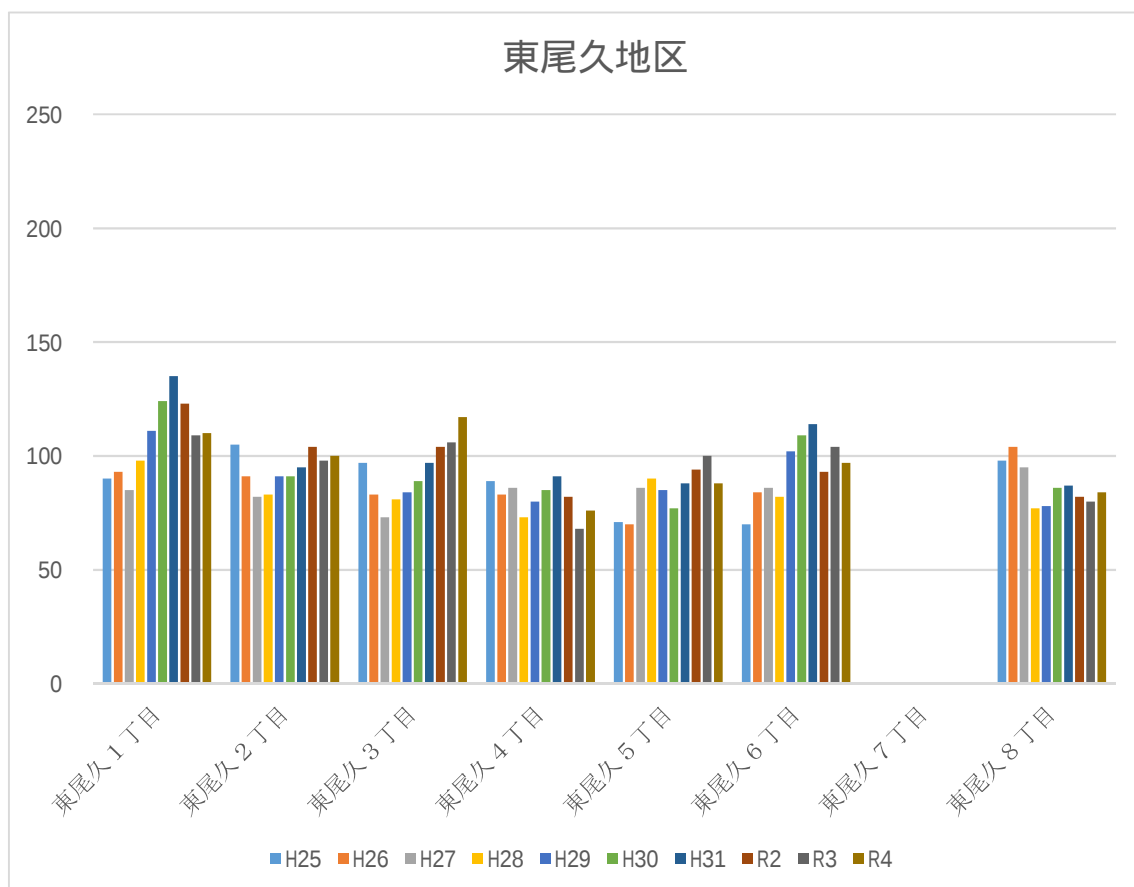
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
荒川1丁目	103	100	108	114	122	108	115	130	151	160
荒川2丁目	51	53	44	43	44	51	59	62	54	47
荒川3丁目	122	102	112	107	123	109	111	109	101	114
荒川4丁目	68	78	79	89	89	80	74	82	93	81
荒川5丁目	78	79	77	75	57	65	70	70	67	56
荒川6丁目	79	69	57	60	68	63	63	69	70	74
荒川7丁目	83	73	76	75	82	85	93	97	89	68
荒川8丁目	80	74	62	67	70	61	55	65	68	64
荒川全丁目	664	628	615	630	655	622	640	684	693	664
花の木幼周辺 (荒川4～7丁目, 東尾久1丁目, 西日暮里1,6丁目合算)	588	597	589	638	644	639	656	662	645	595



単位：人

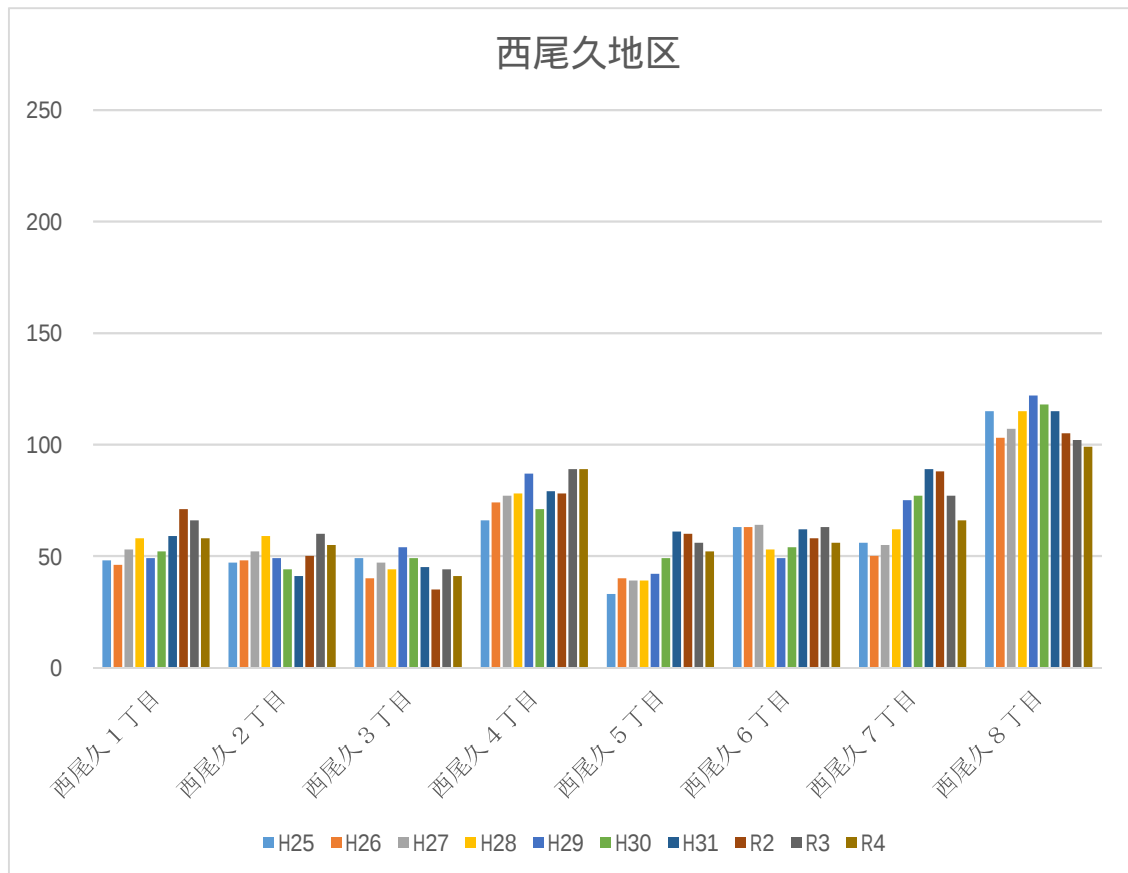
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
町屋1丁目	67	64	74	70	81	92	105	112	108	95
町屋2丁目	30	35	37	46	42	38	44	34	42	43
町屋3丁目	67	83	74	82	81	82	81	84	92	84
町屋4丁目	71	68	77	73	69	63	69	66	64	58
町屋5丁目	137	132	131	120	116	115	116	114	118	116
町屋6丁目	120	113	111	115	114	99	98	100	98	87
町屋7丁目	119	112	90	97	96	94	87	80	76	64
町屋8丁目	68	68	75	71	70	65	69	68	67	65
町屋全丁目	679	675	669	674	669	648	669	658	665	612
町屋幼周辺 (町屋1,3,6~8丁目合算)	441	440	424	435	442	432	440	444	441	395

【尾久地区】



単位：人

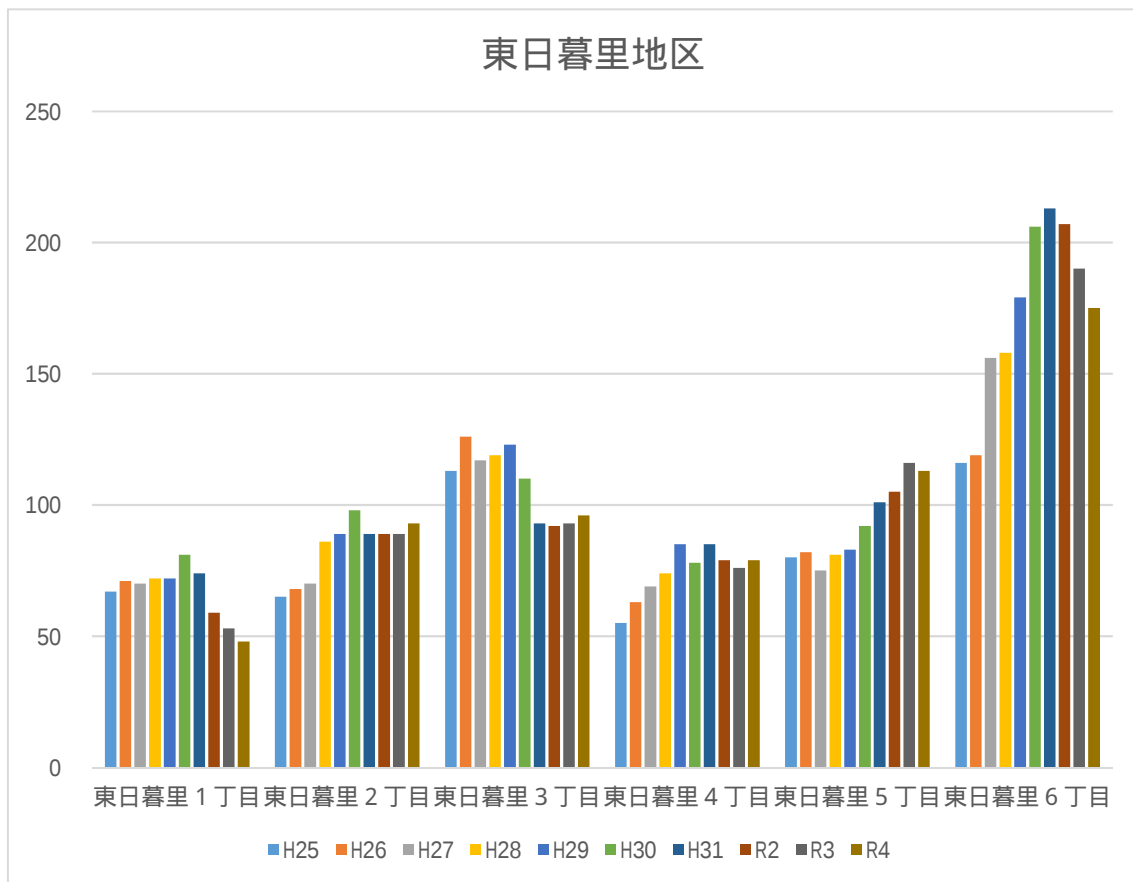
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
東尾久1丁目	90	93	85	98	111	124	135	123	109	110
東尾久2丁目	105	91	82	83	91	91	95	104	98	100
東尾久3丁目	97	83	73	81	84	89	97	104	106	117
東尾久4丁目	89	83	86	73	80	85	91	82	68	76
東尾久5丁目	71	70	86	90	85	77	88	94	100	88
東尾久6丁目	70	84	86	82	102	109	114	93	104	97
東尾久7丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東尾久8丁目	98	104	95	77	78	86	87	82	80	84
東尾久全丁目	620	608	593	584	631	661	707	682	665	672
尾久幼稚園周辺 (東尾久1,2,4丁目、 西日暮里6丁目合算)	361	359	344	359	394	401	411	396	353	364



単位：人

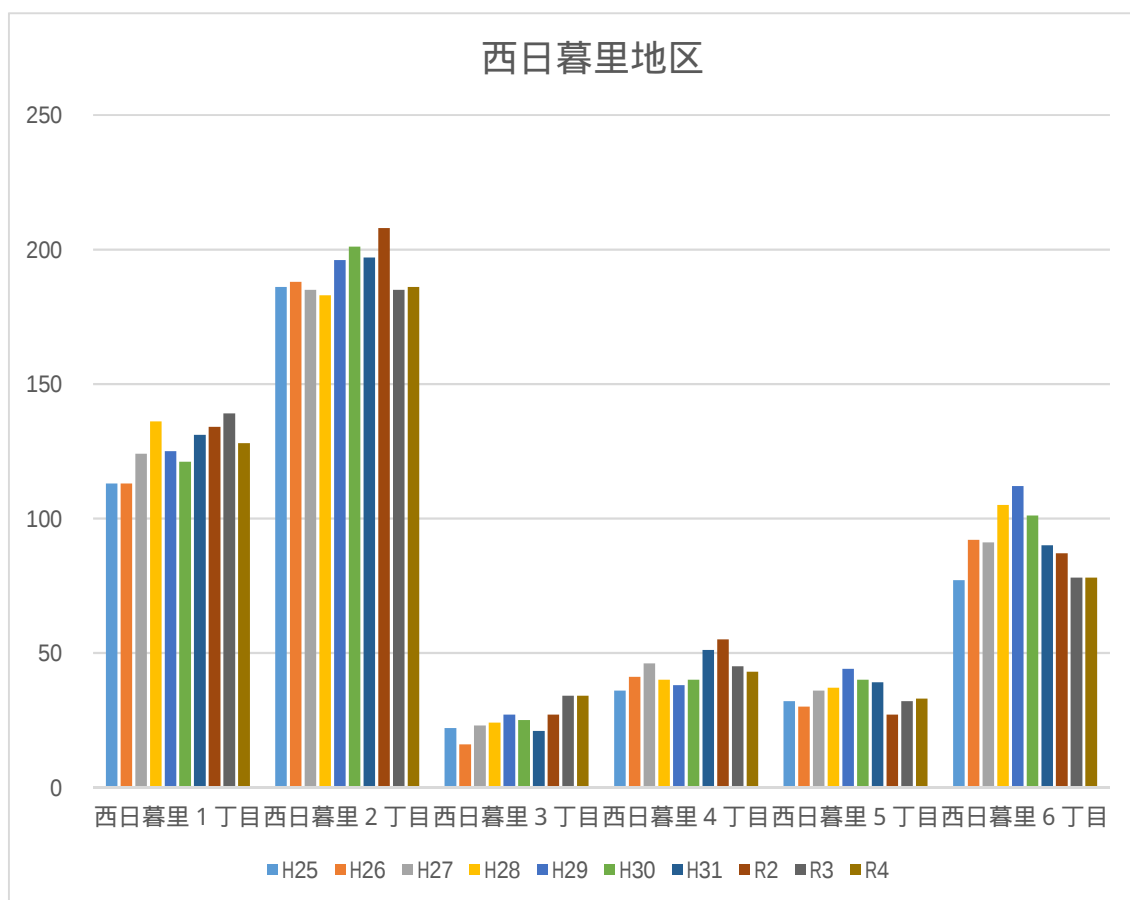
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
西尾久1丁目	48	46	53	58	49	52	59	71	66	58
西尾久2丁目	47	48	52	59	49	44	41	50	60	55
西尾久3丁目	49	40	47	44	54	49	45	35	44	41
西尾久4丁目	66	74	77	78	87	71	79	78	89	89
西尾久5丁目	33	40	39	39	42	49	61	60	56	52
西尾久6丁目	63	63	64	53	49	54	62	58	63	56
西尾久7丁目	56	50	55	62	75	77	89	88	77	66
西尾久8丁目	115	103	107	115	122	118	115	105	102	99
西尾久全丁目	477	464	494	508	527	514	551	545	557	516
尾久二幼周辺 (西尾久5～8丁目合算)	267	256	265	269	288	298	327	311	298	273

【日暮里地区】



単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
東日暮里 1 丁目	67	71	70	72	72	81	74	59	53	48
東日暮里 2 丁目	65	68	70	86	89	98	89	89	89	93
東日暮里 3 丁目	113	126	117	119	123	110	93	92	93	96
東日暮里 4 丁目	55	63	69	74	85	78	85	79	76	79
東日暮里 5 丁目	80	82	75	81	83	92	101	105	116	113
東日暮里 6 丁目	116	119	156	158	179	206	213	207	190	175
東日暮里全丁目	496	529	557	590	631	665	655	631	617	604
日暮里幼周辺 (東日暮里3～6丁目、 西日暮里1,2丁目合算)	663	691	726	751	791	808	820	825	799	777
東日暮里幼周辺 (東日暮里2～6丁目合算)	509	540	562	599	642	676	682	677	680	669



単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
西日暮里 1 丁目	113	113	124	136	125	121	131	134	139	128
西日暮里 2 丁目	186	188	185	183	196	201	197	208	185	186
西日暮里 3 丁目	22	16	23	24	27	25	21	27	34	34
西日暮里 4 丁目	36	41	46	40	38	40	51	55	45	43
西日暮里 5 丁目	32	30	36	37	44	40	39	27	32	33
西日暮里 6 丁目	77	92	91	105	112	101	90	87	78	78
西日暮里全丁目	466	480	505	525	542	528	529	538	513	502

令和 4 年 1 0 月 1 9 日
 令和 4 年度第 2 回
 荒川区子ども・子育て会議

荒川区高校生等医療費助成の実施について

ポイント	令和 5 年度から子ども医療費助成の対象を拡大し、高校生等に対する医療費助成を実施する。
内 容	1 制度の概要等 (1) 目的 高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図る。 (2) 対象者 区内に住所を有する高校生等 (1 5 歳に達する日の翌日以降の最初の 4 月 1 日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者。) を養育している者。 就労・婚姻等により何人からも監護されておらず、区長が必要と認める場合には高校生等本人も対象となる (3) 想定対象児童数 現高校生等 3 , 0 2 9 人 令和 5 年度に高校生等となる者 1 , 5 5 7 人 (4) 開始時期 令和 5 年 4 月 1 日 2 必要経費 (概算) (1) 扶助費 (医療費助成) 1 6 2 , 1 5 5 千円 区単費 (自己負担額 (通院 1 回につき 2 0 0 円) 及び都が設ける所得制限超過者の医療費分) を含む。 (2) 事業準備にかかる事務費 (委託料等) 2 1 , 0 4 5 千円 (3) 予算対応 : 扶助費については令和 5 年度予算に計上予定。 事務費については令和 4 年度予算。 3 歳入について (1) 扶助費 令和 5 年度から 7 年度までは区単費分を除く扶助費の 1 0 / 1 0 (2) 事業準備にかかる事務費 2 5 , 1 9 5 千円 (基準額)

令和 4 年 1 0 月 1 9 日
 令和 4 年度第 2 回
 荒川区子ども・子育て会議

公私連携型保育所への移行について

ポイント	区立保育園として運営している西尾久保育園及び指定管理制度により運営している夕やけこやけ保育園について、令和 5 年度から公私連携型保育所に移行する。												
内 容	1 公私連携型保育所について ・平成 2 7 年に児童福祉法により制度化された保育所の管理形態の 1 つで、区と設置・運営主体となる法人（連携法人）が連携し、区の施設を活用して保育所を設置する制度。 ・公私連携型保育所は、運営費に国や都の財源活用が可能となるため区財政の負担軽減が見込めることに加え、私立保育園として運営法人の創意工夫を凝らした保育が期待できるなどの特徴がある。 ・公私連携型保育所を整備する場合、区は連携法人を指定し、指定した法人と協定を締結する。区は法人に対して区有設備を無償又は廉価で、譲渡又は貸し付けることが要件となっている。 ・区は、締結する協定を根拠として適正な運営が行われるように法人を支援・指導する。 2 公私連携型保育所に移行する保育園 (1) 西尾久保育園 ・令和元年 1 0 月に策定した「未来に向けた保育施策のあり方」に基づき、区立保育園（荒川、東尾久、西尾久、ひぐらし）を段階的に民営化することとしており、令和 5 年 4 月に民営化が予定されていた西尾久保育園に公私連携型保育所制度を活用することとした。 [施設概要] <table border="1"> <tr> <td>所在地</td><td>東尾久八丁目 4 5 番 2 4 号（宮前公園内）</td></tr> <tr> <td>定 員</td><td>1 4 0 人程度（保育対象 0 ～ 5 歳児）</td></tr> <tr> <td>移行後の 運営法人</td><td>社会福祉法人 三樹会 （理事長 細野 智樹）</td></tr> </table> (2) 夕やけこやけ保育園 ・指定管理保育園についても、公私連携型保育所の特徴を踏まえて移行を検討してきたため、今年度、運営法人との協議が整ったことから、令和 5 年 4 月、公私連携型保育所に移行することとした。 [施設概要] <table border="1"> <tr> <td>所在地</td><td>東日暮里三丁目 1 1 番 1 9 号</td></tr> <tr> <td>定 員</td><td>1 5 0 名程度（保育対象 0 ～ 5 歳児）</td></tr> <tr> <td>移行後の 運営法人</td><td>社会福祉法人 教信精舎 （理事長 小西 睦子）</td></tr> </table>	所在地	東尾久八丁目 4 5 番 2 4 号（宮前公園内）	定 員	1 4 0 人程度（保育対象 0 ～ 5 歳児）	移行後の 運営法人	社会福祉法人 三樹会 （理事長 細野 智樹）	所在地	東日暮里三丁目 1 1 番 1 9 号	定 員	1 5 0 名程度（保育対象 0 ～ 5 歳児）	移行後の 運営法人	社会福祉法人 教信精舎 （理事長 小西 睦子）
所在地	東尾久八丁目 4 5 番 2 4 号（宮前公園内）												
定 員	1 4 0 人程度（保育対象 0 ～ 5 歳児）												
移行後の 運営法人	社会福祉法人 三樹会 （理事長 細野 智樹）												
所在地	東日暮里三丁目 1 1 番 1 9 号												
定 員	1 5 0 名程度（保育対象 0 ～ 5 歳児）												
移行後の 運営法人	社会福祉法人 教信精舎 （理事長 小西 睦子）												